

予算特別委員会会議録(3)(令和6年3定)			
日 時	令和6年 9月13日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時45分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、横尾副委員長・新井田・小貫・平戸・中鉢・ 中村(吉宏)・面野・高橋各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・産業港湾・港湾担当・福祉保険・ こども未来・建設各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。白川委員が新井田委員に、酒井委員が小貫委員に、白濱委員が平戸委員に、佐藤委員が中村吉宏委員に、下兼委員が高橋委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○中鉢委員

◎庁舎内設備の整備について

私からは、庁舎内設備整備について質問させていただきたいと思います。

市役所本庁舎別館4階、5階のトイレについてお聞きします。

4階は7月29日から、また5階については8月19日から使用不能になった原因と、9月9日に使用可能になるまでの経過についてお聞かせください。

○（総務）総務課長

別館4階及び5階のトイレが使用不能になった原因と使用再開までの経過についてでございますけれども、7月28日曜日でございますが、4階のトイレの天井が剥離し、翌日の朝に報告を受けましたので、その時点で直ちに使用を中止としまして、建設部に現場の確認を依頼した後、業者の手配を始めました。

ただ、現場の状況から、当初に現場確認をしていた業者では対応できないといったこともありまして、修繕を発注したのは8月6日でございます。その後、資材の手配を行った上で、実際に修繕は19日から始めました。その際に別館5階の給水管の破損が判明しまして、5階のトイレも使用中止にしたということでございます。その後、4階と5階の工事を同時に進めまして、全ての工事が完了し、9月9日に使用を再開したものです。

○中鉢委員

続きまして、別館3階のエアコンの設置について質問いたします。

こちらも同じように、6月10日と11日の設置から完全に工事が完了するまで、8月31日までの経緯をお願いいたします。

○（総務）総務課長

まず、窓用エアコンの機器なのですが、この設置につきましては6月10日と11日に行いました。その後、本来であれば、7月上旬に行った別館の電気工事において、3階も必要な電気工事を行うべきだったのですが、その点については総務部と建設部の連携不足により、その工事に3階部分が含まれておりませんでした。

その件につきましては、7月8日に議会の正副議長、各党派代表に経過を説明し、謝罪させていただき、その後、善後策として窓用エアコンを稼働できるように電源を分散させる応急措置を行ったところでございます。その後、8月24日、25日に分電盤回路の設置工事を開始し、その日に終えることができなかった作業がありましたので、その作業を31日に行い、工事を完了したというところでございます。

○中鉢委員

トイレもエアコンも、一般の市民ではなくて、職員であったり、私どもは議員なのでよいというお考えということはないのかもしれませんが、これが一般市民の方が利用する設備でも同じようなスケジュールだったのか

と思う部分はございます。

トイレも決して早い対応とは言い切れませんし、部材の発注等もあったという御報告でございましたが、エアコンも3階に十数台設置すれば、どれだけの電気を使用するかというのは分かる話であるのかと思いますし、設置前には実際に業者の方が下見に来られております。

設置の業者からも、そのような話がなかったのかどうかをお聞かせいただけますか。

○(総務)総務課長

基本的には、その際に私どもも、7月上旬に電気工事という部分もありますので、ほかの階の部分も全てありましたので、3階の窓用エアコンという形で、そういったお話というやり取りはしていないと思っております。

○中鉢委員

このような工事や設備工事を伴う場合は、もちろん工事のスケジュールというのをつくると思いますが、工事の管理のスケジュールというのは、時間の無駄や経費の無駄を抑えるためという色合いが強いと思うのですが、最初からエアコン専用のコンセント、分電盤の用意と設置がなされれば、それなりに早く終わるものかと思えます。

実際に4回ぐらいに分けて工事が行われました。都度、業者の方に来ていただいたり発注が行われると、1回、2回で終わらせるよりも経費が多くかかったのではないかとも思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○(総務)総務課長

4回に分かれたということでの経費への影響でございますが、追加工事等につきましては、当初に発注した工事の差額において発注していますので、予算の範囲内で対応しているところでございます。

○中鉢委員

そのようなことでございますので、経費の無駄はなかったということでございますが、多分、業者もすんなりと工事を終わらせたかったのかとも思うところであります。

私は、少し場当たりの印象を持つわけですが、連携不足という言葉もありましたけれども、トイレ、エアコンを通しまして、スピード感が少し遅いのではないかと思うのですが、その辺りの見解をお伺いしたいと思います。

○(総務)総務課長

今回の経過につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、電気工事の必要性については認識していたものの、連携不足により3階部分が含まれていなかったということは事実でございます。

スピード感につきましては、事実を確認した段階から直営で応急措置を始めて、使用に当たってはなるべく御不便をかけないように極力対応したところでありますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○中鉢委員

今定例会でも、ウイングベイ小樽への機能移転で追加の費用が計上されております。このようなケースを見ると、本当にこの金額が正当な数字なのかと疑ってしまう部分も否めないわけでございます。厳しい財政であるというのは、我々議員も濃淡こそあれ理解しているつもりでございますし、ぜひ職員の方ともその辺りは共有させていただきたいと思えます。

また、エアコンに関して言いますと、4階、5階のエアコンの2か所から出る冷気を廊下の奥までチューブを使ってところどころ穴を開けて対応というのは、いろいろ考えた上の措置だと思ひまして、私は大変興味深いと思ひましたが、その辺りは、財政の厳しさを我々と一緒に共有していただければと思ひます。

◎自治体広告(市のPR看板等の設置)について

次に、自治体広告についてというテーマで質問させていただきます。

後志自動車道が本年度中に、余市インターチェンジから3キロメートル少々先の仁木インターチェンジまで延伸がなされます。

まず、本市として後志自動車道の延伸のメリットはどのように捉えているのか、見解をお伺いいたします。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

後志自動車道の延伸についてでございますが、メリットにつきましては、広域観光化の推進、物流の効率化、災害時の代替性の発揮、救急搬送時間の短縮など様々な効果が期待されると考えているところでございます。

○中鉢委員

今お話があったように、メリットがあつて、後志自動車道の利用者が増加することが見込まれる中で、観光の周遊範囲というのも拡大すると思います。また、冬期間の小樽市に対する、例えば、ニセコエリアからのアクセスのハードルが下がったりであるとか、後志全体での連携が可能になるというメリットがあると思います。

ただ他方で、後志自動車道が伸びたことによって、小樽市が、観光の際に素通りされてしまうという可能性も含んでいるのかと思います。つまりは、市長が目指されている、選ばれるまちが観光の面においてもなされなければならないのかと思うわけです。もちろん小樽市へのアクセスは、JR、船もありますが、高速道路のアプローチに限ってお話しをさせていただきます。

本州の高速道路を走っておりますと、高速道路をまたぐ橋が多くかかっています。その橋には、自治体が競うように横断幕の広告を出しているところがあります。例を挙げさせていただきますが、神奈川県大和市の広告では、「70代を高齢者と言わない街 大和市」、「子育て王国 大和市」、「日本一の図書館の街 大和市」、同じく、神奈川県綾瀬市においては、「朝採り野菜のまち あやせ」「ロケのまち あやせ」。同じく、神奈川県伊勢原市では、「日本遺産のまち伊勢原」、同じく、神奈川県中井町は、東名高速道路の中井町と東京寄りの神奈川県秦野市の間にあるのですけれども、「以上 中井町でした!」という横断幕があつたり、埼玉県新座市は「東京都に半分食い込むまち 新座市」など、その自治体が打ち出したいイメージ戦略のようなものが伺えます。

先日、余市インターチェンジから銭函インターチェンジまでの高速道路に架かる橋を数えておりましたら、十数本あつたと記憶しております。その多くは市道であると思いますので、市の橋であると思います。

そこで質問いたしますが、北海道屋外広告物条例の中に適用除外広告物として、地方公共団体の公共目的をもつたものは除外対象であると書かれております。本市の屋外広告条例と併せて、私がお話ししたような広告が設置可能なかどうか、見解をお伺いしたいと思います。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

小樽市内に表示、設置される屋外広告物につきましては、北海道屋外広告物条例ではなく、小樽市屋外広告物条例が適用されます。

市条例には、北海道の条例と同様に、地方公共団体がその事務または事業に関して公共的目的をもって表示・設置するものは適用除外とする規定がありますので、景観への配慮は必要となりますが、高速道路に架かる橋への広告物の設置については可能となります。

○中鉢委員

設置は可能であるということが理解できました。

もちろん工事の案内にも使われることもありますし、運転中のよそ見を助長したりであるとか景観を著しく壊すものはふさわしくないと思いますが、1日往復3万台近くが通る札樽自動車道であり、延伸する後志自動車道においては、通行の台数も増加傾向にあります。

そして、一般的な広告と異なって、自分の意思で見るとはなくて自然と目に入ってしまう広告という形になるのかと思います。小樽市内に転入を促すものであるとか、観光都市小樽として小樽市へ誘導するもの、おもてなしの精神で、小樽市を後にする際には再訪を促すものであるとか、いろいろなシティプロモーションにつながるツールになるのかと考えます。そして、インシャルコストも広告物とすればそれほどかからずに、1日何万人もの人が見る広告となるのかと思います。

そこで質問いたしますが、小樽市のイメージ向上、観光の観点などから、高速道路の自治体広告の検討をするに

はよい機会であると思いますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

ただいまの委員の御提案ですけれども、シティプロモーションは、自治体PRの一つの方法であると受け止めております。まずは、他都市の取組などを研究してまいりたいと考えております。

○中鉢委員

市内に来ていただいたら、「いらっしやいませ」だと思いますし、「ようこそ」という言葉もあると思います。また、帰られる場合には、「またお越してください」というような気持ちをメッセージ、広告にして伝えるのがおもてなしであるのかと思います。

ここで質問いたしますが、市有地などの状況が許せば、JRや一般道路の沿線にJRや車で通行される方のアプローチの際に、そのような広告を考えてみていいのかと思いますが、これも併せまして見解をお伺いしたいと思います。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

ただいまの委員のJRへのアプローチ、一般道路へのアプローチということでもありますけれども、これにつきましてもどういった方法があるのか、まずは他都市の取組なども研究してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

◎小樽市総合福祉センターの移転について

今定例会に提案されております請願第1号、そして陳情第9号についてであります。

両方とも願意としては、保健所と小樽市総合福祉センターの移転中止を求めているというものであり、陳情第9号については、現地での建て替えを求めているというもので認識しております。

まず、両施設の移転について、新聞報道等が行われたのが昨年12月、小樽市議会第4回定例会で質疑があり、市長答弁が行われたものが新聞に掲載されたのが始まりと捉えておりますけれども、この点、市の認識はいかがですか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

御指摘のとおり、昨年、第4回定例会の質疑が始まりであると考えております。

○中村(吉宏)委員

さらに、本年第1回定例会でも、この点の質疑が行われてきたと認識しています。その際、方針がいろいろ示されました。

この間、議会にも説明が行われてきたと認識しておりますが、議会への説明という点に対し、市の見解はいかがですか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

本年第1回定例会の当初予算3億円の上程に当たりまして、2月中旬に副市長が、各会派代表の皆さんへ直接、御説明しているところでございます。

○中村(吉宏)委員

議会への説明を行っているという認識です。

本年第2回定例会で関連予算を含む補正予算案が上程され可決をされております。

それを受けて、株式会社小樽ベイシティ開発と契約の話が進んでいるものと理解していますけれども、その移転についての現在の進捗を示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

移転の進捗でございますけれども、本年第1回定例会でも当初予算をいただきまして、4月から現地の工事を着

手するという事で既に契約を締結しております。

また、第2回定例会の補正予算におきましても、賃借料の上乗せ分とか、保健所・こども家庭課の12月移転に係る移転費用とか備品整備の一部契約などを既に行っているという状況でございます。

○中村(吉宏)委員

進んでいるということでありませう。

請願第1号では、請願趣旨の中で利便性について触れられているのですけれども、交通アクセス等の面を含めて、この点を小樽市ではどのように考えているのか、示してください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

交通アクセスということについてでございますが、バス路線では、ウイングベイ小樽では、ばるて築港線が通っておりますし、隣接するJR小樽築港駅にはいわゆる本線が乗り入れている状況です。あと、JR駅と直結しているということになりますので、銭函とか塩谷方面のJR利用者にとってもアクセスが容易であると考えております。

○中村(吉宏)委員

交通結節点になっているのだらうという認識を私も持っているところなのです。

続いて、保健所に関してです。

市役所本庁舎と離れていく形になりますけれども、今定例会の議論の中で、小樽市ではワンストップといいますか、支障のないように一部書類提出等の手間がないような申請を行うように進めるという旨の議論でありました。

本庁舎と離れた場所に保健所が立地するという点について、メリット、デメリットなどの検討が行われたのか、それはどのような内容か、分かればお示してください。

○(保健所)渡邊主幹

離れた場所になることにより手続が大変になる方に関しては、郵送も可能であるということをご承知の上で周知していただくところでございます。

また、移転先であるウイングベイ小樽は、JR駅やバス停に直結しており、公共交通機関で訪れる来庁者にとっては大変、利便性が高く、これまで狭く混雑していた駐車場も移転先では広いことから、自家用車で訪れる来庁者にとっても利便性が高くなると考えております。

また、車椅子を利用する方やベビーカーを押している方にも、これまではエレベーターもなく御不便をおかけしておりましたが、その問題も解消できるなど、非常にメリットがあると考えております。

また、庁舎が離れることによる職員の庁舎間の移動についても、先行する庁舎移転でのノウハウを生かして支障なく行うことができると考えております。

○中村(吉宏)委員

郵送等の手続もしっかり示していく、市民の活動も円滑にという配慮が行われているということですね。

メリットについては、今、多々伺いました。おっしゃるとおりかと思えます。

あと、請願趣旨の中で、他都市の例を引用して、保健所の民間施設への移転ということを行うには、その性格上、移転させるような施設ではないのだという主張が見受けられました。

この点をどのようにお考えになるのかお伺いしたいのですが、例えば、他都市でいきますと、岩見沢市の例を取りますと、保健センターのような施設ですけれども、市役所の教育委員会と全天候型の子供の遊び場の施設、さらには、民間の商業施設が入居する複合商業施設の中に存在するという事例があるのです。こういった事例も把握しているのかということも併せて御答弁いただければと思いますが、いかがですか。

○(保健所)渡邊主幹

他市の民間施設への事例については十分把握できておりませんが、法令上、保健所を民間施設に設置してはならないという規定はなく、安全面についても、検査室など不安を感じさせないように整備を進めているところでおり

まして、問題はないと考えております。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

全天候型の子供の遊び場についてですけれども、一般的に商業施設内に民間事業者が設置しているという例もございます。

また、ウイングベイ小樽内では、ウエルネスタウン構想も進み、発達障害児に対してのケアの取組も進んでおりますので、民間との連携により、小樽市の子育て環境の充実が期待されるものであると考えているところでございます。

○中村(吉宏) 委員

今、ウエルネスタウン構想のお話もありましたけれども、今回の移転によって保健所の機能、それから、子供・子育て関連の機能が少し向上するといった期待感があるのかと我々も見ているところであります。

今、他都市の例も出しましたが、そういった情報というのは、メリットのような点も含めて、こういったことを対市民の皆さんには説明してきたのかなと思うのですけれども、この点はいかがですか。

○(保健所) 渡邊主幹

これまでも第1回、第2回定例会において議論させていただきましたが、今後は、このたびの移転により、駐車場不足やバリアフリーなどの問題解決が図られるということや、北海道済生会が進めているウエルネスタウン構想との連携が前進できるなどのメリットを市民の皆様にご理解いただけるように、さらに周知は徹底してまいりたいと思っております。

○中村(吉宏) 委員

高齢者の皆さんの健康維持にとっても、それから、子育ての部分とか、発達支援等の部分についても、いろいろな効果が期待できると思うので、そういったことはしっかりと市民の皆さんに説明をいただきたいと思っております。

それから、今回、請願の願意としまして、今の場所で保健所と小樽市総合福祉センターの建て替えを求めるといふものであります。これについて、まず先立ってくるのが予算、費用面というところが大きいかと思います。

移転をする際の費用、そして、保健所と小樽市総合福祉センターの両施設の更新、建て替えをするということについての費用などの計算というのは行っているのか。また、行っていればその内容をお示しいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

今回、移転する保健所、こども家庭課、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターということでお答えさせていただきますが、建て替えた場合の建築費の試算は約46億円であります。

また、今回の移転先である民間施設を賃借する場合において、移転する4部署の専有面積で試算いたしますと、今後30年間の累計額で約40億円となっております。

○中村(吉宏) 委員

今後30年間というものが出てきまして、若干は安くなるだろうという計算であります。

続いてお伺いしたいのが、ウイングベイ小樽は民間施設なので分かるかどうかは分かりませんが、建物の残耐用年数が分かればお聞かせいただけますか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

まず、耐用年数の部分ですけれども、税法上だけでお話ししますと耐用年数は39年になりますが、耐用年数は改修工事により延命が図られるものでありますので、所有者である株式会社小樽ベイシティ開発からは、改修を含めた耐用年数というのは示されてはいない状況です。

○中村(吉宏) 委員

ちなみに、保健所庁舎と小樽市総合福祉センターの残耐用年数は今どのぐらいかというのと、併せて、現状の耐

震性とか安全面についての見解を示していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

保健所庁舎と小樽市総合福祉センターは、どちらも鉄筋コンクリート造の建物ですが、小樽市公共施設長寿命化計画では、この構造の耐用年数は60年と設定しております。この考え方に基きまして、残耐用年数を申し上げますと、令和6年4月現在で、保健所庁舎は約8年、小樽市総合福祉センターは約6年となります。

また、いずれの施設も耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでおりますので、利用者の安全面の確保をする必要があるものと考えてございます。

○中村(吉宏) 委員

ちなみに耐震面ですけれども、ウイングベイ小樽は耐震の設備が整っていると思うのです。もしこの点が分かればお聞かせいただけますか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

所有者からは、耐震構造がなされているという説明を受けてございます。

○中村(吉宏) 委員

残耐用年数からして、もう8年、6年とかなり老朽化が進んでいる、耐震性能もないというところで、ウイングベイ小樽はまだ40年近くあるということ、これは税法上という前提ですけれども、安心・安全を考えても、今のところ、移転というのは妥当なのかと判断しております。

さらに質問を重ねていきますけれども、高齢者の方の健康やレクリエーションへの対応を考えますと、ウイングベイ小樽への移転によって、先ほども出ましたが、ウエルネスタウン構想との協働というのが期待できると思います。その点について何か考えるところがあればお聞かせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

現在の高齢者の方のニーズは、いろいろありまして多様化しているという現状でございます。そのニーズに応えるために、従来のレクリエーション、娯楽中心の機能から、運動機能、健康相談、健康教育、社会参加といった点においても機能の充実を図っていく必要があると考えております。

株式会社小樽ベイシティ開発と北海道済生会などが協働で進めるウエルネスタウン構想では、地域住民の皆さんの福祉や健康を守るためのまちづくりを進めるということでもあります。

また、北海道済生会は、医療や介護、福祉といった幅広い分野で事業展開しております。支援に関する知見とか、ノウハウもお持ちであると考えておりますので、本市の高齢者の健康づくり施策などと協働して取り組むことによって、より質の高いサービスを提供していけると考えております。

○中村(吉宏) 委員

続いて、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について伺います。

願意は、生活に必要なお風呂を保障してほしいというものです。

まず、伺いたいのは、小樽市総合福祉センターにお風呂の設備が設置されたのがいつで、そして、その設置目的は何だったのかを示してください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

昭和46年に小樽市総合福祉センターが開設されております。その開設時よりお風呂がございました。

お風呂の設置なのですが、役割としましては、高齢者の方の憩い、くつろぎとか、交流の場の一つということで設置されたものと認識しております。

○中村(吉宏) 委員

高齢者の方の憩いなどといったお話でした。

少し私が思ったのは、当時は家にお風呂がないという家庭、私も昭和47年生まれで、結構そういうおうちがあり

ましたけれども、生活の支援をしていくという目的は含まれていなかったのかをお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

当時の浴室の整備状況は、やはり現在より低いという形にありました。なので、そういった方たちへの配慮といった面も実質的に含まれていたのではないかと考えております。

○中村(吉宏)委員

今お風呂の問題ですけれども、この設置根拠は何か法的なものがあって、地方公共団体に義務化されているのかというところを伺いたいのですが、この点いかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

老人福祉センター設置の根拠ということでお話しさせていただきますが、老人福祉法第15条第5項を設置根拠としております。同条文におきまして、「国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。」ということであります。この形にありますので、法的に義務化されたものではございません。

○中村(吉宏)委員

浴室開設の維持管理費というのは幾らか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

令和5年度の決算で説明させていただきます。人件費や燃料費を含めまして、約420万円が経費としてかかっております。

○中村(吉宏)委員

ちなみに、このお風呂を利用できる対象者の人数というのは何人でしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

利用対象者は市内60歳以上の方という形になります。現在では、市内対象者としては約5万1,000人いらっしゃるかと認識しております。

○中村(吉宏)委員

陳情文には、1日のお風呂の利用者が65人ということでしたが、この人数は市が把握している利用状況と同じなのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

令和5年度の1日当たりの平均人数が62.5人だったと認識しておりますので、その数字に近いものかと考えております。

○中村(吉宏)委員

さらに、利用者の声を聞いてほしいという陳情事項があるのですがけれども、利用者には、この移転、それから、お風呂が使えなくなることについての聞き取りなどは行ったのかをお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

お風呂の利用者の方に対しては、合計で4日間程度ですが、私が利用日にセンターに赴きまして、利用者の方お一人お一人に移転に関するお知らせのチラシをお渡しさせていただきました。その中で、利用者の方にお話を聞いたということがございます。

○中村(吉宏)委員

その中で、どのような声が上がられたのかというのを示していただけませんか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

私が直接チラシをお渡しできたのは40名程度でありました。その中の声なのですが、多かったものの中には、残念だけれども、やはりしょうがないという声が多く聞かれました。強く廃止に反対されるという方の声につきまし

ては、私が渡した中では2名の方からお聞きしております。

そのほかに、少数の声ではないのですが、廃止になったら家のお風呂を使うしかないねとか、お風呂を今まで使わせてくれてありがとうございますと感謝の言葉を言うてくださる利用者の方もいらっしゃいました。

○中村(吉宏)委員

このお風呂が閉鎖されることにより、入浴が困難になるという利用者があるのか。

また、いるとすれば何名ぐらいなのかをお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

現に自宅にお風呂がない方につきましては、確かに、利用ができなくなるかということは考えております。実際に家にお風呂がない方の正確な数値は承知しておりませんが、小樽市総合福祉センターの受付職員とか、私がチラシを配布している中で、お風呂がないというふうなお話を聞いたところでは、五、六名程度はいらっしゃったということでございます。

○中村(吉宏)委員

今の計画を進めるに当たり、それらの利用者に対して何か対応策を設ける必要があると思うのですが、そういったものが考えられるか、可能なかというのを示していただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

対策をとということでございますが、まず、自宅にお風呂がない方におきましては、小樽市総合福祉センター周辺に現在3件の公衆浴場が営業しておりますので、そちらを使っただけというのが現実的な対応になるかと思えます。

ただ、利用者の方から、銭湯を使うにしても経済的に負担になるとか、やはり高いというような声をお聞きしております。経済的な部分、困窮されているという部分があるかもしれませんが、生活面で全体的にそういう課題を抱えているということがあるかもしれません。個々のケースによってそういった状況は変わるかと思いますが、経済的な問題、困窮されているということであれば、現在も福祉の窓口がございますので、そちらに相談していただいて対応していきたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

お風呂の建て替えというのは可能なかどうか、市の考えをお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

老人福祉センターの入浴設備は、旧厚生省の老人福祉センター設置運営要綱に基づいて、その機能の一つとして設置しているところでございます。あくまで老人福祉センター内の機能の一つということでございますので、単独でお風呂だけを設置するということではできないと考えております。

○中村(吉宏)委員

◎保健所移転の予算について

次に、移転に当たって、保健所に関連して伺います。

生体保管庫を5階駐車場に設置するとのことですが、予算額は幾らかということと、現在の使用の状況、何頭ぐらいが月に入ってくるなどというのが分かれば、お示してください。

○(保健所)生活衛生課長

予算額についての御質問ですが、5階、生体保管庫形成工事としまして687万5,000円としております。

あと、利用の状況なのですが、昨年度の状況から申し上げますと、狂犬病予防法に基づく収容で犬2頭、北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づく協力依頼によって、猫は11頭ということでございます。

○中村(吉宏)委員

今、犬と猫を示されましたが、動物の種類というのは犬や猫のほかにもあるのかをお示してください。

○(保健所)生活衛生課長

基本的には、犬と猫と考えています。野生鳥獣などは除いております。

ただ、北海道の協力依頼に基づいて行っておりますので、その辺については北海道と連携を取って協議しながら進めていく形になるかと思えます。

○中村(吉宏)委員

今の利用状況と予算額を伺いましたが、長橋に小樽市犬管理所がございますが、そちらの施設での対応というのは難しいかどうか、お示してください。

○(保健所)生活衛生課長

長橋の小樽市犬管理所での保管についての御質問ですが、小樽市犬管理所は、狂犬病予防法第21条に規定されます狂犬病の発生予防、蔓延防止等を目的として設置が義務づけられています隔離施設ということになっております。

今、保健所でも一時収容しております、例えば衰弱した動物に関しましては、容体の変化を観察するという必要があるため、現在と同様に、保健所職員が即応できる場所に整備する必要があると考えております。

○中村(吉宏)委員

とはいえ、今こういう質問するというのは予算額と利用の犬、猫の数を割り返すと、1頭当たり50万円以上の金額が費やされてくるのは妥当なのかという印象があります。

さらに言うと、ウイングベイ小樽の駐車場につくるということなのですが、周辺にはマンションもありますし、衛生面とか騒音などで、いろいろなデメリットが考えられます。

なかなかメリットが見いだせないのですが、メリットというのは何なのかをお示いただけますか。

○(保健所)生活衛生課長

メリットとして我々が考えておりますのは、このたびの整備によりまして保管場所が広くなること、給湯や空調の設備が整備されまして、これにより衛生面の向上が図られることで、個体の状態に合わせた、より適切な管理ができるようになるかと考えております。

○中村(吉宏)委員

ただ、提案されたときから思っているのですが、やはり予算額に対しての効果というのがどうなのかというところがあります。ただ、なければいけない施設なのだろうということはあるのですが、もう少しいろいろと実施していく中での検討などを行っていただく必要があるのではないかと思いますので、この先の御検討もお願いして質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○平戸委員

◎無痛分娩費用助成について

まず、無痛分娩費用助成に関して質問していきます。

代表質問の中で、無痛分娩に関してメリット、デメリット、費用負担などの問題があることなどを質問しました。そこで、再質問を含めて御答弁いただいた中では、無痛分娩に関して市民の理解が不足していることにより、普及していないのではないか、そして、果たしてどれほどのニーズがあるか分かっていないという内容の御答弁だった

と思います。

まず一つ確認したいのが、答弁にあったように、出産された方で無痛分娩を選択された方がどれほどいるのか、本市では把握されていないとのことでしたので、答弁にあった市民の理解が不足していることによって無痛分娩が普及していないというお答えのうち、普及していないという表現に根拠がないように思いますが、いかがでしょうか。

○こども未来部長

このたび御質問をいただきました無痛分娩に関しましては、私自身ほとんど知識がなく、御質問いただいて、初めていろいろと調べさせていただきました。そのような中での再質問での答弁でありましたので、発言の中で誤解や疑問を持たれるような言葉遣いがありましたことにつきましては、まずは反省とおわびを申し上げます。

そこで、ただいまの御質問では、本市では無痛分娩を選択した方の人数を把握していないのに普及していないというのは根拠がないのではないかとということでもありますけれども、平成30年に厚生労働省所管の社会保障審議会で出された資料によりますと、国内における無痛分娩の割合は増加傾向にあるが、2016年、平成28年で分娩全体に占める割合は6.1%という記載があったこと。

また、小樽協会病院のホームページでは、令和5年度の分娩取扱件数140件のうち、無痛分娩の取扱いが6件ということで約4.3%でありましたので、そういった割合の数値をもって浸透していない、普及していないのではないかとという趣旨で申し上げたものでございます。

○平戸委員

今、小樽協会病院で140件のうち6件という話がありましたが、昨年出生数が350人ぐらいの中で、そのうちの140人に限っては6件だった、そのほか小樽市では無痛分娩を選択できる医療機関がないということで、札幌市だけに行かれて無痛分娩を選択されている方のデータがないということも考えていただく必要があるのかと思いました。

次に、無痛分娩のメリットとしては、出産時の痛みの緩和、出産に係る不安感の低減、計画分娩となることが多いことによって出産に向けた準備を計画的に進められること、立会い出産がしやすいことが挙げられます。一方で、答弁の中で、いろいろなデメリットがあるというお話がありました。

これも再質問の中だったので、知識があまり知らない中ということもあったかとは思いますが、無痛分娩のデメリットとは何を指しているのかについてお答えいただきたいと思います。

○こども未来部長

これも申し訳ございません、言葉の使い方で、デメリットとリスクというものを混同して発言しておりました。強いて言い訳をさせていただくとすれば、メリットだけではなくて、リスクを負う可能性があるというデメリットもあるという趣旨で申し上げたものでございます。

○平戸委員

それでは、そのリスクについて、私も普通分娩とは異なるリスクがもちろんあるという認識を持っているのですが、どういったリスクがあるのかお答えください。

○（こども未来）こども家庭課長

無痛分娩に係るリスクでございますが、麻酔によりまして陣痛が弱くなるなど、まず、分娩所要時間が長くなるというような可能性がございます。そのため、吸引分娩など胎児への影響だとか、母体への後遺症の可能性などがあることなどが考えられます。

○平戸委員

麻酔によって所要時間だったり、後遺症という話があったと思います。

その中で、私はリスクと言われて、実際に命に危険が及ぶというようなことに関してリスクも言われているのか

と思って、そちらを調べてみたのですが、無痛分娩をしたことによって母体の命に危険が及んだ、赤ちゃんの命に危険が及んだと言われていた時期もあったのは事実であります。

ですが、厚生労働省が2018年に出した「無痛分娩の実態把握及び安全管理体制の構築について」という資料によると、無痛分娩での死亡事故がどのくらい起きているのかについて、2010年から2016年のうち、産後1年以内に271名の方がお亡くなりになり、そのうち無痛分娩を行った方は14名ということで、全ての分娩のうち無痛分娩を行った方が占める割合は5.2%という調査結果が出ていました。

また、その14例のうち、無痛分娩を行っていなくても起こり得た例が13例という結果で、無痛分娩の麻酔が原因によってというのは1例のみということでした。実際にお亡くなりになったという方の話になりましたが、そこについても、今までリスクがあるという話があったので、ここで少し述べさせていただきたいと思います。

次に、ニーズの把握に関して質問していきます。

再質問した中で、市内での無痛分娩のニーズ、必要性があるのか把握できていないとの答弁をいただきました。小樽協会病院で無痛分娩が選択できるようになったのは昨年のことなので、現段階で把握ができていない、把握に努めてこなかったというのは、ある意味で仕方のないことだと感じています。大事なことは、これからどうするのかということだと思います。様々な理由で市民のニーズや意向調査する際には、調査をする対象の選択や調査方法など考えるべきことがたくさんあります。

しかしながら、無痛分娩に係るニーズや意向の調査に関しては、対象は実際に妊娠された方、アンケートは母子手帳を発行する際に行うとすれば、アンケート項目さえ設定すれば非常に簡単なように思いますが、ほかに考えるべきことや調査する際の課題があれば、お示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

無痛分娩に係るニーズなどの把握につきましては、おっしゃるとおり、母子手帳交付時の面談等においてニーズを把握するという事は可能と考えておりますので、ニーズの把握をどのように行うかは、今後、検討してまいりたいと考えております。

○平戸委員

それでは、今後、ニーズの把握に努めていただけるという認識でいいのか、伺いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

こちらも先ほどと同じ答えにはなりますけれども、ニーズの把握につきましては、方法とか、具体的にどのように行っていくのがいいのかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

○平戸委員

続いて、少し財源についても触れたいと思います。

本市では、妊産婦健診の費用助成を行っており、その内訳は妊婦健診14回、超音波検査6回、産婦健診2回となっているとのことです。

これら全てを使った場合には、本市の財政負担は1人当たり幾らになるのかをお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

本市の妊産婦健診の費用助成を全部使った場合の1人当たりの負担額ですが9万6,710円となっております。

○平戸委員

おおむね10万円ということだと思います。

そして、2026年度から政府で言われている出産費用の保険適用となった場合には、この健診費用への保険適用についてどうなる見通しなのか、もし分かっていたらお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

現時点におきまして国からの通知などはありませんので、妊産婦健診の費用を保険適用とすることにつきまして、

現在、把握してはおりません。

○平戸委員

見通しは分からないということで、もしという仮定の話になってしまって申し訳ないのですが、妊産婦健診についても保険適用になれば、今1人当たり大体10万円の負担が発生していたのが、この10万円は負担しなくてよくなるのかということを考えています。

この財源を何に使うべきかと言えば、これまでどおり、子供を安心して産める環境の整備に使うべきだと思いますし、そう考えた場合に、無痛分娩の支援という選択肢が上がってくるのではないかと考えています。今後も妊産婦への支援を考える上で、2026年度の保険適用前までにぜひ、検討していただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○(こども未来)こども家庭課長

無痛分娩の費用助成につきましては、分娩費用が保険適用となる影響やほかの事業との優先順位などを踏まえまして、必要性について検討してまいりたいと考えております。

○平戸委員

ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

◎生活保護を受けている方の自立に向けて

次に、生活保護を受けている方の自立に向けてということで、まず、本答弁の中で、生活保護法第60条において、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持向上に努めなければならないとありまして、保護費をパチンコやギャンブル等に使うことは浪費であり、使い道として好ましくないという御答弁をいただきました。

浪費だから好ましくないという表現がありましたが、私としては1,000円だろうが1万円だろうが、額の大きさに関係なく、パチンコやギャンブル等にお金を使うこと自体が、被保護者の自立という観点では好ましくないのではないかという意見を持っています。

次に、のめり込みの防止をするために、自己申告・家族申告プログラムというものがあるというお話をしましたが、実際にパチンコをやっている方に申請していただいたとしても、どれほどの効果があるのかは分かりません。

その中で、実際にやっている本人にとっては一定の抑止力が働くのではないかと考えております。パチンコ店に行けば、店員から退店してくださいと言われる可能性に加えて、家族にもパチンコに行っていることが伝わってしまうということですから、もし私であれば、パチンコから距離を置くことになるのかと考えています。

このプログラムに今後、被保護者でパチンコをしている方がいた場合には、もちろん強制はできないものの、できるだけ加入してもらいたいと思いますが、その点は、いかがでしょうか。

○(福祉保険)生活支援第1課長

これまで行っております医療機関への受診、あるいは適正な家計管理とともに、このようなプログラムなどの対策についても情報収集を行いまして、被保護者ののめり込み対策として活用、助言・指導してまいりたいと考えております。

○平戸委員

ぜひ、活用していただきたいと思います。

次に、被保護者のギャンブル等の実態を把握するために、ケースワーカーがパチンコ店などへ出向くこともあるという答弁をいただきました。正直、私はパチンコ店に出向いて確認するということが本市がしていると思っていませんでしたので、そういう対策を実際に行っていたのだと驚きました。その調査の内容について確認していきたいと思います。

まず、その調査はいつからやっているのか、これまで1年に何回程度やってきたのかをお聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

いつからかについて正確には分からないのですが、私もケースワーカーとしてやっておりました20年以上前には、もうそのようなことがありましたので、少なくとも20年以上前からは行っていたものと思います。

ただ、定期的に行っているわけではなくて、市民の方からの通報などがあった場合など、必要に応じて行っているものでして、回数などの把握はしておりません。

○平戸委員

そこで質問なのが、ほかの市町村で、パチンコ店等に行って直接確認するという例をやっているのを聞いた際に疑問に思っていたのが、ケースワーカーは被保護者の顔を見て、すぐに誰々がいたと分かるのかということが少し疑問でした。ケースワーカー1人当たり80世帯を基準として配置されておりまして、本市ではケースワーカー1人当たり大体83世帯を受け持っているとのことでした。

ケースワーカーの経験している年数にもよるとは思いますが、実際に顔を見たらすぐ分かるものなのかをお聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

被保護者の方とは定期訪問などで顔を合わせていることもございますので、ある程度は本人であるかどうかの確認はできるものと思われまます。

○平戸委員

お互い人と人なので、分かる人、分からない人がいると思いますが、分かる人に関してはすぐ分かるということです。

この調査の目的は、もちろんパチンコやギャンブルをしている人を把握することにあると思いますが、これまでの調査で何人程度の利用実態が判明したのかをお聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

件数、人数等については把握してございません。

○平戸委員

ここでパチンコの話が出てきましたが、特にパチンコだと利用実態の把握が、いわゆる三店方式によって非常に困難になっているものなのかと思います。例えば、ケースワーカーがパチンコ店に入店する方を見て顔が分かったとしても、実際に収入を得ているのか、パチンコ店の中だけではお金を受け取る場面がありませんので、そこも収入状況の把握が難しくなっている一因なのかと思います。

そこで、例えば、ケースワーカーがパチンコ店で被保護者がパチンコしている状況を実際に確認したときに、その後、ケースワーカーはどういった対応をすることになるのかをお聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

今お示しいただいた状況の場合につきましては、後日に訪問などを行いまして、生活実態の確認をさせていただくとともに、その際にギャンブルなどのめり込みについても確認を行いまして、必要な助言・指導を行う対応をしております。

○平戸委員

後日ということで、当日お店の中ということもあろうかと思いますが、お店の中で何か声かけするということは実際にされていないということで、せっかくこういった調査をしているので、ぜひ、小樽市は、実際にパチンコ店に行って顔を見るとか、対策、取組をしていますということをもう少し公表するとか、アピールしてもいいのかと思っています。

アピールすることによって、先ほども言いましたが、被保護者への抑止となる可能性もあると思うので、今後、積極的にアピールしていくことも考えていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○(福祉保険)生活支援第1課長

これらの内容につきましては、個別の案件ごとに必要に応じて行っているものでありますので、公表にはなじまないものと考えます。

○平戸委員

個別の内容でやっているということで、もし、今後、組織だって何月何日と事前に言うのではなくて、パチンコ店に行って、誰がやっているか把握するというようなことをされるお考えはありますか。

○(福祉保険)生活支援第1課長

現時点で組織的に一斉に行う予定はございません。

○平戸委員

次に、不正受給防止対策についてどのような取組を行っているのかについて、改めてお示してください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

定期訪問を行っている場合に、収入申告を含めた生活保護制度の説明をさせていただいておりまして、その中で収入申告の必要性について説明させていただくとともに、年度当初にしおりを配布して、収入申告の必要性などについても周知を図っております。

○平戸委員

いろいろ対策をされているということで、パチンコやギャンブル等による本来あってしかるべき収入申告額について、私もいろいろと調査資料・統計を調べた上で、パチンコに限って言えば、年間約1,800万円になるのではないかと試算を私はしました。

本市では、これまでこういった試算をしたことがあるのかお聞かせください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

試算をしたことはございません。

○平戸委員

パチンコだけで約1,800万円ということなので、そこに競馬だったり競艇などほかのギャンブルも加えていくと1億円には届かないかもしれませんが、必ず数千万円という規模になると試算できるのかと思います。

本来、数千万円ほどの収入申告があつてしかるべきという話にはなりますが、本市では過去5年間、ギャンブル等による収入申告はゼロ件とのことでした。このゼロ件という数字を聞いて、そんなはずはないだろうというのが私の感想だったのです。

ここで考えていただきたいのが、もしほかの市町村で、パチンコやギャンブル等による生活保護費の不正受給に関して、いろいろと対策はしているが全く結果になっていないという報道があつたら、どのように感じるのかということを考えました。もしそうなれば、私としては対策が足りていないのか、対策の方法がそもそも間違っているということをお考えと思うのですが、こうしたことを踏まえて、今後、本市ではこの問題に対してどのような対策をしていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○(福祉保険)生活支援第1課長

繰り返しになりますが、まず、収入申告の必要性を理解していただくということがあると思ひますので、定期訪問時の生活保護制度の説明、それから、年度当初のしおり配布による収入申告の周知などを行つてまいりたいと考えております。

また、代表質問の際に答弁させていただきましたとおり、ほかの自治体で行っている有効な対策がないか、あるいは、当市で取り込めるものがないかということについても調査してまいりたいと考えております。

○平戸委員

ぜひ、検討と対策を進めていただきたいと思ひます。

ここまで生活保護を受けている方のパチンコやギャンブル等について質問してきましたが、生活保護を受けている方のうち、パチンコやギャンブル等を行っている方は、実際にはすごく少数派というか、数は多くないものと思います。ですが、その方たちの行動によって、生活保護を受けている方全体に対する不信感を持っている方がいるのも事実です。ギャンブルの実態把握と不正受給の防止に向けて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

◎海水浴場の水質について

次に、海水浴場の水質について質問していきたいと思います。

8月に「ふん便性大腸菌」が多い海水浴場ランキング2024というニュースを見ました。見ましたといっても、私が小樽市にいることを知っている友人が、小樽市の海水浴場がワースト3位になっているということで教えてくれて、それを見たのです。実際にワースト3位になったのが銭函海水浴場なのですが、不名誉にもランクインしてしまっている事実が広まってしまったことを非常に残念に思いました。これだけ聞いて、銭函は水質がよくないのかと私も残念に思ってしまったので、自分でも少し詳しく調べてみました。

まず、この調査に関しては、環境省のホームページ上に全国の水浴場の調査結果がまとめられていまして、その調査実施団体は、都道府県もしくは市町村となっています。本市では、蘭島、塩谷、東小樽、銭函、おたるドリームビーチの五つの海水浴場全ての調査結果が出ていますが、これらは本市として調査したという認識で合っているのかをお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

御質問のありました調査につきましては、保健所で行っております。

○平戸委員

それでは、この調査は、何か法律に基づいてやっているものなのかということもお聞きしたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

この調査の法律的根拠についてですが、水質汚濁防止法第15条に規定します公共用水域の常時監視の一環としまして、都道府県知事が実施するものとされておりまして、本市につきましては、北海道の依頼に基づいて調査に協力している状況であります。

○平戸委員

法律で北海道がやっているものということが分かりました。

次に、水質調査の中身・判定基準についてお聞きします。

その検査項目をお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

検査項目についての御質問ですが、検査項目としましては、ふん便性大腸菌群数、化学的酸素要求量のCOD、あと透明度、油膜、pH、気温、水温となっております。

○平戸委員

調査の方法について、少し細かいかもしれませんが、サンプルは幾つ採取するのかをお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

サンプルの採取についての御質問ですが、ふん便性大腸菌群数用に1本と、COD、pH用に1本の計2本の試料を採取しております。

○平戸委員

確認なのですが、もちろん、広い海水浴場の中で、1点で二つのサンプルを採取するということがよろしいですか。

○（保健所）生活衛生課長

同じ場所でサンプルを2本取るということになっております。

○平戸委員

水質の判定基準について今ありましたが、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の各項目ごとに水質AAから水質Cまでで決まっております、全ての項目で水質AAであれば、その海水浴場は水質AA、一つの項目が水質C判定になってしまえば、もし、ほかが全て水質AA判定であっても、水質Cの海水浴場になってしまうという記載がありました。

今年の調査結果を見てみると、蘭島、塩谷、東小樽、おたるドリームビーチは水質A、銭函だけが水質B判定となっておりますが、銭函が水質B判定となった理由についてお聞かせください。

○(保健所)生活衛生課長

水質Bの判定となった理由についてですが、環境省の水浴場水質判定基準に基づきまして、ふん便性大腸菌群数が100ミリリットル当たり100個を超えたことに加えまして、CODが1リットル当たり2ミリグラムを超えたために、水質Bと判定いたしました。

○平戸委員

水質Bになったのが、CODとふん便性大腸菌群数ということで、調べますと、銭函については、ふん便性大腸菌群数が100ミリリットル当たり平均160個となっておりまして、先ほど言われた100ミリリットル当たり100個という基準を超えてしまっているということで、これが今回、不名誉なランクインになったわけであります。

ふん便性大腸菌群数だけでいくと、全国に759か所ある水浴場のうち3番目に多い数となってしまったということです。

また、北海道で見ても、北海道の水浴場は34か所ありますが、その中で一番多いのが銭函、2番目が蘭島の100ミリリットル当たり55個、そして3番目に多いのが東小樽の100ミリリットル当たり30個という結果でした。水質の判定基準としては100ミリリットル当たり100個以下で水質Aとなるので、北海道で2番目といえども、蘭島と東小樽は、ふん便性大腸菌群数の項目では水質Aとなっております。

この結果を見ると、本市の海水浴場は比較的、ふん便性大腸菌群数が多いと言えると思いますが、今年の調査結果をどのように受け止めているのかお聞かせください。

○(保健所)生活衛生課長

調査結果についての受け止めでございますが、確かに、今年度の各海水浴場のふん便性大腸菌群数は、昨年度と比較しても高い値となっていたということで受け止めております。

○平戸委員

ここで、ふん便性大腸菌群について確認しておきたいのが、そもそもふん便性大腸菌群とは、群とついていることもあって何なのか、よく聞く大腸菌との違いが分かれば、簡単に説明していただきたいと思います。

○(保健所)生活衛生課長

大腸菌と言われているものは、一般的に人、動物の腸管内に常在しているのが大腸菌でございます。

ふん便性大腸菌群というのは、大腸菌も含めましてその他排水、植物、土壌に由来するものもありまして、ふん便汚染を受けていない水中からも検出された例も報告されているというのが、ふん便性大腸菌群と言われております。

○平戸委員

判定基準の中で100ミリリットル当たり1,000個以下であれば水質C、1,000個を超えれば判定が海水浴場として不適となることですが、もし不適と判定された場合は、海水浴場としてどうなるのかについてお聞かせください。

○(保健所)生活衛生課長

御質問のありました環境省の水浴場水質判定基準で不適と判定された場合の取扱いについてでございますが、北海道環境生活部に確認しましたところ、海水浴場の開設を控えるなどの規定は特にありませんが、北海道が中心と

なって原因調査や開設者との連絡・協議などを行うこととなっております。

○平戸委員

そうであれば、不適とならない限り、しっかりと水質の調査だったり、改善というのがされないのかという印象を受けました。

これまで海水浴をする際に、ふん便性大腸菌群数が多いのか、少ないのかというのは、正直、私も気にしたことはなかったのですが、このニュースを見て、これから海水浴場を選ぶ際の一つの参考になるのかということも思いました。特に小さい子供と行く場合には、少し注意する必要があるのかと個人的には思いました。

先ほど言われました、一般に、ふん便性大腸菌群数が多いということは、人やその他の動物のふん便による汚染を疑うと思いますが、そのほか土壌という話もありましたが、今回の調査結果を受けて、銭函が特に高かった要因について考えられるものがあれば、お示してください。

○(保健所)生活衛生課長

考えられる要因についてですが、環境省の資料にもよりますが、動物のふん便以外にも植物といった土壌に由来するものがあるということですので、複合的な要因の可能性もあると推察はしております。

○平戸委員

複合的な要因の可能性があるということで、今考えられるものではどんなものがあるのかをお尋ねしましたが、現時点で原因を特定しようとはしているのか、お考えをお聞かせください。

○(保健所)生活衛生課長

原因の特定についてですが、現時点では、環境省の水浴場判定基準に基づき、海水浴場としては適合しておりますので、原因の特定につきましては考えておりませんが、今後の状況は注視していきたいと考えております。

○平戸委員

推測の域を出ないことにはなりますが、隣接するおたるドリームビーチでは100ミリリットル当たり平均12個ということだったので、銭函海水浴場周辺もしくは近くを流れている河川からの汚染や、もしかすると3月にイワシが大量に漂着した件との関連も可能性として考えられるかと思っています。今後、私も注視していきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○新井田委員

質問の前に、少し心配だったので1点。先ほどの平戸委員の質問の銭函海水浴場の項目の中で、ふん便性大腸菌群数の検査の件で、検査の基準上、問題はないとのことだったと思いますけれども、平戸委員の発言の中で、特に子供を連れていく際の参考になるのか、特に小さい子供のときには注意する必要があるという部分で、何か銭函海水浴場に問題があるように捉えられる発言と感じました。

保健所生活衛生課長に確認したところ、海水浴場としては適合しているのも特に問題はないと確認いたしまして

安心したということをお伝えさせていただきます。

◎小樽市総合福祉センターの入浴サービスについて

小樽市総合福祉センターの入浴サービスについてであります。

先ほど自民党の中村吉宏委員からの部分と重なるところがあるのですけれども、いろいろと質問させていただきたいと思います。

初めに、小樽市総合福祉センターが開館したのはいつでしょうか、可能であれば背景も含めてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センターは、高齢者の方や障害をお持ちの方などの健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場を提供するというを目的としまして、昭和46年に現在地に開設されております。

○新井田委員

開館の同時期に入浴サービスとしてお風呂が入れるようになっていたのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

入浴事業は、開設と同時に始められたと認識しております。

○新井田委員

今、建て替え準備をしております総合体育館が昭和49年の建設であり、小樽市総合福祉センターは、総合体育館よりも古い昭和46年に建設ということで先ほどお聞きしました。

開館と同時に事業開始となっているということでしたけれども、五十数年の月日がたっている建物であり、当然、多くの市民の皆様が利用されてこられたと思います。その分、同時並行で老朽化も進んできたかと思えます。

現在の建物の耐震性の調査というのはしておりますでしょうか。されていれば、どのぐらいの耐震性になっておりますでしょうか、お示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

総合福祉センターにつきましては、平成27年に耐震診断の調査を行っております。結果としましては、耐震性の不足というような結果で報告を受けております。

○新井田委員

やはり、市役所庁舎とか総合体育館と肩を並べるぐらい古い建物ですから、耐震性も当時の基準で建てており、かつ老朽化も進んでいるので、よいとは言えないということが分かりました。現状として何らかの手を打って様々な検討をしなければならない状況であったというのが分かります。

では、小樽市総合福祉センターの利用者数の推移は分かりますでしょうか。20年前、10年前、5年前、昨年度でお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

利用者の推移ということですが、まず令和5年度ですが、約2万9,000人、5年前が手元に今数字がないのですけれども、10年前ですと約6万3,000人、20年前ですと約8万7,000人という推移になっております。

○新井田委員

では、この推移というのは、本市としてどう捉えておりますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

この20年間で半数以下という形になっております。現在では、高齢者の方のニーズが多様化しております。そのような結果の下に利用者が減っているのではないかと考えております。

○新井田委員

利用者の数にもやはり影響があるということで、本市もそう捉えているということが分かりました。

では、入浴サービスについてお聞きしていきたいのですけれども、お風呂の利用対象者となる60歳以上の高齢者

の人数と利用者数の推移を、先ほどと同じ20年前、10年前、5年前は出ないかもしれないですけども、昨年度でお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

まず、対象人数であります60歳以上の人口の推移についてお話しさせていただきます。5年前の人数が手元ないので割愛させていただきます。

まず、60歳以上の人数、令和5年度は約5万1,000人、さらに10年前は5万6,000人、さらに10年前の平成15年ですが、4万9,000人というような推移となっております。

入浴事業の利用者数ですが、令和5年度が約6,300人、平成25年が約8,800人、平成15年が約1万3,000人ということで、年間の延べ人数ではこういった推移となっております。

○新井田委員

利用者数の減少という部分は、やはり見てとれるかと思います。

ちなみに、新型コロナウイルス感染症が蔓延している時期というところに関して、施設の体制とか、利用者などはどういった状況だったのでしょうか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

新型コロナウイルス感染症の時期につきましては、他の施設と同じように感染症対策ということで提供日を減らしたり、1日の利用人数を男女とも各30人に制限するなど、あとは一般的ですが、お風呂に入っている間に話をするといったことは少し控えていただきたいという感染対策を利用者をお願いしていたところであります。

利用人数につきましては、その間、令和元年度から徐々に減ってはいたのですが、コロナ禍期間については、やはり、がくっと減っているような状況でした。

○新井田委員

では、5類移行後では、コロナ禍前後の施設の体制とか利用者はどのような変化がありましたでしょうか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

5類後においては、通常の入浴再開という形になっております。ただ、現在もマスクをされたりという方もおりますので、引き続き、お風呂に入っている間には、なるべく会話等は少し控えていただきたいという願いはしております。

人数につきましては、先ほど申し上げたように令和5年度は、6,300人程度ということで、若干コロナ禍前に近づいてきたのかと考えております。

○新井田委員

マスクを入浴中にされているということだったのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

マスクはしていないのですが、入っている間は、お話しすることは少し控えていただくとか、脱衣所の中でのお話も少し我慢していただくという願いをすることはあると聞いております。

○新井田委員

新型コロナウイルス感染症の状況も加味しながら、少し戻りつつあるということが分かりました。

では、年間の維持管理費はどれぐらいかかっておりますでしょうか。主な名目も含めてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

令和5年度におきましては、人件費や修繕費、あとは燃料費、保守費用といったものを含めまして約400万円から約430万円の経費がかかっているところであります。

○新井田委員

やはり、結構かかっているかと感じます。

では、毎年かからないにしても、例えば、浴槽を修繕したとか、ボイラーが故障して修理した、また、ボイラー本体が経年により更新しなければならなかったなど、維持管理にかかったコストを、主に大きなものでよいのでお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

金額的に大きなものと、平成29年にストレージタンク、お湯をためる貯湯槽というものを交換しております。約590万円の費用がかかっております。

○新井田委員

やはり、大きいものがかかるときもあるということで、日常でも恐らく修繕なり、メンテナンスなりがかかっているかと思うのです。

では、人件費としては、例えば、受付の方、ボイラーマンの人件費もあるかと思えますけれども、職員の体制も含め、年間でどのぐらいの人件費になっておりますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

先ほどの令和5年度でお答えさせていただきます。人件費につきましては、約150万円ということで試算しております。

○新井田委員

職員の体制という部分ではどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

受付の職員とかボイラーマン、あとは入浴の際にお手伝いといった方たちもおりますので含めまして、ただ、館全体の受付も兼ねておりますので、ある程度、時間数等で案分した結果となっております。

○新井田委員

それでは、利用料についてです。もちろん福祉の部分なので比べるところではないかもしれませんが、一般的に銭湯に行く場合は、現在、大人1人490円の料金となっており、10月1日から500円に入浴料が改定になるようなのですが、その中で利用料は100円です。

ちなみに、サービス開始から今までの利用料の変遷というのはどうでしょうか。実際に利用料改定にならないまでも、過去に利用料について検討したことがあったのかなどでもよいので、利用料についての部分をお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

現在、小樽市総合福祉センターのお風呂の利用料は1回100円となっております。こちらの利用料の徴収を開始したのは平成17年以降となります。それ以前については無料という形になっておりました。

平成17年当時、やはり修繕費は、その時点でもかなりの費用になっていた。あとは他都市とのバランスも考えて、100円の利用料を徴収する形になったと聞いております。

○新井田委員

最初から100円という部分ではなかったということが分かりました。

平成17年で利用料を100円徴収するようになったきっかけとか、何か理由とかがあればお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

当時の理由というのははっきりと分からないのですが、やはり修繕費等経費がかかっている状況で利用料を見直すといった形の一環で、利用料100円という形になったのではないかと考えております。

○新井田委員

それでは、移転に伴って新たに老人福祉センターの機能として浴室を設けるとすれば、いろいろ申請したり、様々な設備の基準なども満たさなければならないと思います。

小樽市総合福祉センターの機能移転についてという令和6年6月5日付の福祉保険部福祉総合相談室からの資料によりますと、浴室については、移転先での代替施設の設置は難しいため廃止するというものであります。難しいという理由を改めてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

移転先に新たに入浴設備を設置する場合には、まず、浴槽、洗い場といった場所の確保は必要ですが、ボイラーといった専門の部屋も必要ですし、先ほどお話ししたストレージタンクなどの施設も一から造らなければならないという状況で、物理的に設置することは難しいという判断をしたということでもあります。

○新井田委員

やはり、一からという部分は非常に難しいということが分かりました。

では、入浴サービスというのは、そもそもどういった目的で開始されたのでしょうか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

入浴設備設置の経緯ということですが、こちらの入浴設備は、利用者の方の憩いの場とか交流の場といった目的と、設立当初は、各家庭のお風呂の普及率というのも現在とは比較にならないほど低い形だったということで、そういった部分の補填といった意味合いもあって設立したものと考えております。

○新井田委員

私自身も他都市の事例もいろいろ調べたりさせていただきました。先ほども中村吉宏委員よりありましたとおり、昔は入浴設備がない個人宅もあって、一定程度そういったお宅が存在していた部分、また、高齢者の交流の場としての機能としても浴室という必要性が強かったということが調べた中でも分かりました。

一方で、現在においては、個人宅での入浴設備も普及してきているということや維持管理、更新費用などが今、上がり続けている中で、それを補う国の補助などもなかなかないというのも分かりました。福祉の分野において、こういったサービス、事業をやめるという判断も、事業の効果なども加味しながら本当になかなか難しい中でしていかなければならないと感じました。

先ほど、入浴事業の目的もお聞きしましたけれども、現在まで多くの方の憩いの場として活躍してきた浴室、現在においても、利用者の推移や維持管理費用などの部分も考慮しながら、一定程度、目的や役割も果たしてきたのではないかと感じました。

◎学校跡利用について

続いて、学校跡利用についてお伺いいたします。

令和5年第2回定例会において、学校跡利用について質問させていただきました。改めて、現状についてお伺いさせていただきます。

文部科学省のホームページによると、全国で発生している廃校の数は毎年、約450校。廃校は終わりではなく始まりという言葉もあり、国でも毎年度、廃校活用推進の取組を行っております。本市でも学校再編によって、適正な学校配置から学校の統廃合が進められ、その中で廃校となった校舎や敷地の利活用を検討し続けたいと思います。

また、サウンディング型市場調査を行っても、なかなかよい利活用を見いだせていないところもあったと思いますが、現状の活用として、雪の堆積場所などとして利用しているところもあると前回確認させていただきました。

市内において、学校再編に伴う跡利用検討委員会というのが開かれており、検討しているとのことですが、この学校再編に伴う跡利用検討委員会というのは、構成員、開催頻度、どういった内容で検討されているのかをお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

学校再編に伴う跡利用検討委員会につきましては、まず、構成員は、委員長が副市長、副委員長が総合政策部長、その他の委員は関係部長職となっております。

会議は、必要に応じて随時開催しております。令和5年度中の開催は1回となっております。

跡利用方法等を検討するために開催しております。前回の会議の内容としましては、跡利用方針が未決定となっております6校についての検討を行っているところでございます。

○新井田委員

委員会の中で跡利用の検討を進めているということが分かりました。

では、令和2年3月で終了しましたサウンディング型市場調査を行った後についてお聞きいたします。

旧塩谷中学校、旧北山中学校は、以前の御答弁では、冬は雪の堆積場などとして使用しているというのもありました。

利活用方法について、何か進捗または民間事業者などからの提案などがありましたでしょうか、お示してください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

旧塩谷中学校、旧北山中学校につきましては、サウンディング型市場調査を行っておりますが、今お話があったとおり、現在は、冬期間に雪の堆積場などとして利用しているということもあり、現在もその後の跡利用方針については、引き続き検討中ということとなっております。

また、民間からの利活用の提案というものも、近年は特にございません。

○新井田委員

なかなか難しいところであると感じました。

旧末広中学校も冬は雪をためる場所などとなっているとお聞きしておりましたが、また、グラウンドは、手宮公園競技場の臨時駐車場としても使用しているとのことでした。

こちらも利活用方法として、何か進捗、提案などはございましたでしょうか。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

旧末広中学校につきましても、同様に冬期間は雪押し場として利用しているほか、夏の間は、今お話もありましたが、陸上競技場や手宮公園の臨時駐車場として利用されているという実態も含め、跡利用方針を引き続き検討中ということとなっております。

旧末広中学校につきましても、近年は民間からの利活用の提案というのは特にいただいているところございません。

○新井田委員

それでは、旧末広中学校に関して、仮の話で申し訳ないのですけれども、売却の方針になった場合のお話ですが、臨時駐車場として今使用されている部分があり、また第3種公認競技場としても維持整備をしている競技場であります。

立地としても、やはり駐車場の規模というのは重要になるかと思ひ、そういった可能性が保たれるのか、駐車場として確保という部分では大事かと考えますが、そういった点、例えば、売却になったときの検討の一部といった部分ではどうお考えでしょうか、お示してください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

今の御指摘のとおり、陸上競技場で大会が開かれるときや、手宮公園グラウンドが利用されるときなど、多くの車が旧末広中学校グラウンドなどに臨時で止められているというような実態がございます。そういった実態を踏まえ、跡利用方針というのは検討していく必要があると考えているところでございます。

○新井田委員

以前の御答弁で、サウンディング型市場調査の結果、本市が望む民間事業者が、本施設の貸与等により事業主体となって利活用するという案を期待していたという部分でお聞きしておりましたが、利活用するという方向であれば、その点は変わらずに期待するということでもありますでしょうか。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

サウンディング型市場調査につきましては、民間でのニーズやアイデアをお聞きして、民間での利活用の可能性について把握することなどを目的としております。

あくまでも民間が主体となる利活用を検討するため、サウンディング型市場調査をしているところでございます。

○新井田委員

やはり、民間からの声を望むということが分かりました。

また、同じく以前の御答弁で、課題として民間事業者からの反応があることが分かったものの、一方で、売却方針を決めている旧祝津小学校を除く三つの施設については、利活用するという場合に、建物の耐震化がなされていないということで、改修に多額の費用が必要となるということがネックになっているというのもありました。

耐震化するとしたら、やはり、持分というのが本市であるのか、民間事業なのかという部分でネックになってしまうということでしょうか、お示してください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

公共活用する場合につきましては、必要であれば市で耐震化を行うということになりますが、民間での利活用ということになりますと、民間で耐震化を行っていただくということになると考えているところでございます。

民間の方にとっては民間の負担で耐震化をすることとなるか、または非耐震のまま使用するということとなりますので、そういったことがネックの一つになるとは考えているところでございます。

○新井田委員

やはり、安全面という部分に伴う費用も決して安くはない、高い部分もありますので、なかなか難しいということが分かりました。

それでは、旧豊倉小学校も以前に確認したのですけれども、変わらずに災害用備蓄の一時保管の備蓄場所としていると思うのですが、現状としてはいかがでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

旧豊倉小学校が、北海道知事により、令和4年7月26日に土砂災害警戒区域に指定されたため、令和5年5月1日に指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を解除するとともに、本年7月に同校舎内に保管していた全ての備蓄品を旧天神小学校に移送してありまして、現在、備蓄庫としては利用しておりません。

○新井田委員

それでは、旧祝津小学校に話を戻します。令和4年に売却に向けて進み始めていたかと思えますけれども、売却の現状として、いかがでしょうか。

また、道路側の一部も指定緊急避難場所としていくというお話もあったと思えますけれども、現状はいかがでしょうか。

○(財政)契約管財課長

旧祝津小学校につきましては、現在、売却に向け測量を行っているところでございますが、実際に測量を行ったところ、想定以上にずれが現地で生じていたということや、所在が不明な隣地所有者から立入りについての承諾が得られていないこと、また、敷地内にある私道敷地などの分筆に係る調整に時間を要していることから、当初スケジュールから遅れている状況でございます。

また、指定緊急避難場所については、当初お示ししたとおり、確保する予定でございます。

○新井田委員

それでは、例えば、売却方針になったこういう施設というのは、どういった流れで売却まで進んでいくものなのでしょうか。そもそも購入するとなると、本市の所管する課に伺ったらよいのか、取っかかり、売却しているということを知る入り口から一般的な流れをお聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

一般的な売却の流れについて説明させていただきます。

まず、土地の用地測量を行い、測量後に不動産鑑定評価を行います。その後、市長の補助機関である市有財産等評価委員会において売却額を決定し、入札公告、一般競争入札の実施、売買契約の締結という流れになります。

○新井田委員

いろいろ建物等にもよると思うのですが、例えば、売却方針が決まって、測量から売買契約までの一連の期間というのは、一般的にどのぐらいの目安かをお聞かせいただければと思います。

○(財政) 契約管財課長

売買に関しては、土地の状況等でケース・バイ・ケースになってくるかと思しますので、一概に大体どれぐらいとお答えするのは難しいということで御了承いただきたいと思えます。

○新井田委員

それでは、旧若竹小学校のように、売却時に際しては、旧祝津小学校も使用用途というのを確認した上で売却するものなのでしょうか。

また、売却に際しての何か条件みたいなものがあれば、お示してください。

○(財政) 契約管財課長

学校として使われていたものにつきましては、国庫補助を受けて整備された学校施設を譲渡する際には、文部科学大臣の承認が必要であり、処分後の施設に係る事業計画の概要等資料の提出が必要となります。提出された事業計画により、何に使うかという用途を確認することになります。

また、条件としましては、本物件を契約締結の日から何年以内、前回の旧若竹小学校の場合は5年以内という条件をつけていましたが、5年以内に供用開始することという条件を付してございます。

○新井田委員

では、そういった条件がネックでなかなか売却が決まらない、進まないということはあり得るのでしょうか。そういった場合も条件の見直しの検討というのは可能なのでしょうか、お聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

先ほど申したとおり、条件としましては5年以内に供用開始するという程度の条件ですので、その条件がネックとなって売却が進まないというよりは、建物規模が大きいことから市場のニーズとマッチしないということはあるのかと考えてございます。

また、条件見直しについての検討につきましては、可能であると考えてございます。

○新井田委員

それでは、売却が現にそこまで進んでいないという部分があるのですが、以前にもお聞きしましたが、維持管理の費用がかかっているかと思えます。年間にどのぐらいかかっておりますでしょうか、可能であれば、旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校、また、こちらも利活用されていない旧松ヶ枝中学校、旧忍路中学校も併せて令和5年度分でお聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

令和5年度の決算ベースでお答えさせていただきます。また、教育部で所管する旧松ヶ枝中学校、旧忍路中学校についても一括でお答えさせていただきます。

まず、旧塩谷中学校につきましては、電気料金、電話料金、機械警備委託料、合わせて約54万円となっております。

次に、旧北山中学校は、電気料金、電話料金、機械警備委託料を合わせて約54万円となっております。

次に、旧末広中学校は、電気料金、電話料金、機械警備委託料を合わせて約64万円となっております。

次に、旧忍路中学校は、電気料金、電話料金、機械警備委託料を合わせて約84万円となっております。

次に、旧松ヶ枝中学校は、電気料金、電話料金、道路補修修繕料、機械警備委託料、樹木伐採業務を合わせて約107万円となっております。

○新井田委員

やはり、使われなくなったというところではあっても、所有者の責任といいますか、安全性を保たなければならないという部分で、最低限の維持管理費用というのかかってしまうという部分がありました。

とはいっても、皆さん、いろいろと検討していただいている中で、利活用のよき道がまだなかなか見つからない現状というのもあるというところですけども、学校跡で利活用されていない旧松ヶ枝中学校、旧忍路中学校もありますが、こちらの利活用としてはどうのお考えでしょうか、お聞かせください。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

旧松ヶ枝中学校、旧忍路中学校につきましては、現段階では公共施設としての活用を検討するという段階にございます。公共施設として利用するか、それがなければ民間活用を検討する段階に進むのか、今後の検討委員会で検討を進めたいと考えてございます。

○新井田委員

新たな利用の仕方というのが今、検討されていることが分かりました。

現状として、冒頭でサウンディング型市場調査を行った旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校の三つの利活用の模索をしているという認識でよろしかったでしょうか。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校につきましては、民間活用を検討するという段階にありますが、先ほどのとおり、雪堆積場などでの利用、そして、臨時駐車場での利用実態というものもございますので、そういった点も考慮に入れながら、引き続き、検討委員会で検討を進めるということとしてございます。

○新井田委員

引き続き、よろしくお願いいたします。

事例の研究などもしているかと思うのですが、利活用方法を見いだすために何か取り組んでおられることはありますか、その取組によって少しでも可能性につながりそうなことがありましたらお示ください。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

他市での事例等も適宜確認はしているところではございますが、本市の跡利用で活用できる特筆するような事例というのは、今のところ見つかっていないというところですが、今後も様々な事例を参考にしつつ、本市の跡利用を模索してまいりたいと考えているところでございます。

○新井田委員

引き続き、よろしくお願いいたします。

以前の質疑の中でも確認しましたが、文部科学省では、廃校活用事例や、本市としてもサウンディング型市場調査のときに周知方法の一つとして文部科学省の募集のための周知の手段としても登録していたり、国からの情報もいろいろあったとお聞きしておりますけれども、現在でもそういった情報提供などはありますか。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

文部科学省からは、定期的に、「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」への掲載の御案内などの情報提供がございます。

今後、サウンディング型市場調査を実施するときなど民間の利活用を進めるといった際には、そういったものの活用も検討していきたいと考えてございます。

○新井田委員

ちなみに、文部科学省で案内しております、東京都でのマッチングイベントなどもあるようなのですが、参加されたことはありますか。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

東京都でのマッチングイベントにつきましては、参加の御案内というのは頂いているところでございますが、参加してございません。

○新井田委員

どうしても学校という特性で、先ほどもあった、大きいなどでよい場合も、なかなかそぐわない場合もあったり、また、用途地域などの兼ね合いなどもあったり、難しい中でいろいろと御検討されていると思います。

また、違った方向での事例ではありますけれども、昨年4月に北海道音更町では、2020年に閉校となった町立昭和小学校をリニューアルして、サテライトオフィス昭和商学校P a l e t t eがオープンしております。豊かな自然を生かして余韻を楽しみながら働けるワーケーションの拠点として期待されているようです。2階建てのうち、1階は、異業種の交流の場、共有できるコワーキングスペースとか、貸会議室、また、本拠点とは離れた場所で仕事を構えるサテライトオフィスを設置していたり、2階は、スイーツ王国十勝の魅力を生かすために、シェアキッチンを用意していたりと、店舗を持たずに菓子店等を起業したい人を支援できるようになっております。また、十勝川温泉も近く、地の利を生かしているいろいろ考えられていると感じました。

本市の場合も、前提として建物の耐震性の課題とかもあったり、本当に様々な課題があったりはそののですが、日々、御検討を重ねておられるということを重ね承知の上で、また今後とも御尽力の中で、大事な拠点の一つとしても、多くの学校跡利活用を見いだせるように切に願って、私の質問とさせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎小樽市総合福祉センターの入浴サービスについて

先ほどの新井田委員の質問の中で、平成17年の料金の引上げの話がありました。個別の施設の理由としては確かにそれはあるのだろうけれども、全体的な背景というのが、あの答弁だけだと少し不正確かと思っております。当時、山田市長の市政だったと思っておりますけれども、平成16年に交付税が十数億円いきなり減らされて、平成17年の予算編成で空財源を組んでという時代背景があったと記憶しております。平成17年の使用料・手数料の引上げというのは、議事録との関係ではしっかり残しておかなければいけないだろうと思っております。

本来であれば、財政調整基金、減債基金などがあつたはずなのですが、築港再開発などの後で全部使い果たしてしまつて、何も無い状況でいきなり三位一体改革で大幅に交付税が削られた。当時、国会答弁での話に対し

て、山田市長は否定的な言葉を述べたということで大きな問題になりました。

そういった平成17年の時代背景というのが大きな要因にあったのではないかとすることは、財政部としてはどのように認識しているのか、答弁してください。

○(財政) 財政課長

ただいまの小貫委員からの御指摘でございますけれども、年代が平成16年度だったか、17年度だったか、今、手元に資料がないのはっきり申し上げられないのですが、確かに、平成16年度ぐらいから空財源を予算編成で組んだことが残っていたかと思えます。

ですので、年度は今はっきり申し上げられないのですが、市全体として財政状況が厳しく、いろいろな見直しをかけている中で、使用料の改定というのも、一つの検討材料になっていたのかと考えております。

今、資料を探した中では、平成16年第4回定例会で条例改正して、平成17年度の予算から使用料の改定をしているということで分かりましたので、お知らせさせていただきます。

○小貫委員

当時は本当に厳しい財政だったと、皆さんの給与の独自削減というも行われて、ようやく解除されてということがあったと思えます。

◎旭展望台への道について

旭展望台への道ということで質問します。

この問題は、2021年3月の経常任委員会で、高野さくら議員が取り上げていたのですけれども、旭展望台へ向かう市道の管理について質問いたします。

まず、旭展望台についてですが、市外の方ではどのような方が訪れていると考えているのか、お答えをしてください。

○(産業港湾) 宮田主幹

どのような方が訪れているかということでございます。近くには文学碑や俳句歌碑があるほか、遊歩道が18コースございます。展望台もあることから、そういったものを目的とした観光客の方々が訪れていると考えます。

○小貫委員

先ほど、文学碑などもあるというお話がありましたけれども、2021年3月のときの高野議員の質問では、最後に、車で通行する際も安心して通行できるようしっかり点検や整備等をやっていただきたいと思いますがということで質問しておりまして、それに対して市としてどのように答弁していたか、紹介してください。

○(産業港湾) 宮田主幹

当時の答弁でございます。現地の確認を行い、直営作業で枝払い、枯損木の除去を行いまして、車利用者に支障がないようにしていきたいと答弁してございます。

○小貫委員

支障がないようにしていきたいとお約束をいただいた流れがありました。

ところが、今年8月に入って市長への手紙の中で、市道松山線について、大型車両の安全通行に関する環境整備を求める声が届きました。

手元にあつたら、まず、どういった声が届いたのかを紹介していただけますか。

○(産業港湾) 宮田主幹

大型車両の安全通行に関する環境整備について御検討いただきたいということでございました。

○小貫委員

もう少し具体的に言うと、小林多喜二の関係で、旭展望台の小林多喜二文学碑をはじめ、多喜二ゆかりの地や建造物を巡る小林多喜二ツアーを実施している方から、結局、生い茂る木々がツアーバスの行く手を阻んで車両を痛

めつけているため、観光バス会社から、旭展望台ツアー拒否を言い渡されたということで、先ほど主幹から述べていただいた大型車両の安全通行に関する環境整備をという手紙だったわけです。

しかし、先ほどお答えしていただいたように、3年前の質問で、支障がないようにしていきたいとお答えをしていただいている、3年前の質問をまず、どのように管理していただいていたのか、御答弁をお願いいたします。

○(建設)維持課長

道路の管理の面でいきますと、3年前の質問後から今年8月の市長への手紙が届く前まで、市道松山線の道路の管理につきましては、冬季の車両通行止め期間外であります4月上旬から11月中旬までの期間、パトロールを適宜行い、道路上に落下した枝の回収や舗装の補修などの路面管理を行ってきております。

また、道路脇の草につきまして、繁茂している状況を確認しながら草刈りを実施するとともに、必要に応じまして道路脇の樹木の枝払いを行うなどの道路幅員を確保する管理を行ってきております。今年5月上旬には、道路脇の樹木の枝が展望台に向かう大型車の通行に支障を来していたことから、6月上旬に道路交通に支障がある樹木の枝払いを行い、車両通行の確保に努めてきたところであります。

○(産業港湾)宮田主幹

農林水産課では、高木を主体に危険な枯損木や支障木、枝を5回ほど委託発注し除去しております。また、週に1回程度、職員による高木の幹や枝の状態確認とともに、落下枝の除去などを重点にパトロールを行い、管理してきたところであります。

○小貫委員

両課でいろいろとやっていたいただいていたわけですが、先ほど、今年6月にもいろいろやったというお話がありましたが、それでは、なぜこのような手紙が届くことになってしまったかというところはどのように考えているのでしょうか。

○(建設)維持課長

6月上旬に大型車の通行に支障がないよう樹木の枝払いを行いました、細かなところまで行き届いていなかったことが要因の一つと考えております。

また、樹木の枝払いを行っても、その後に葉が大きく成長したり、強風などにより枝が折れ曲がるなど刻々と状況が変化することも考慮してパトロールする必要があると考えております。

○小貫委員

まず、一般論ですけれども、市道に伸びた枝を伐採して交通に支障がないよう管理する責任というのは、どこの部署になるのか、答弁をお願いいたします。

○(建設)維持課長

一般的には、道路区域内の樹木が交通に支障がある場合は、道路管理者が管理する必要があります。

また、道路に面した道路区域外にある樹木の枝が道路交通に支障となっている場合は、土地の所有者に対応を依頼しております。

○小貫委員

私が先ほどお聞きしたのは一般論の中で、市役所のどこの部署がということなので、例えば、市道の道路であれば道路管理者ということをお答えいただきましたけれども、では、市役所のどこの部署が担当するのですかという答弁をお願いします。

○(建設)維持課長

市役所のどこの部署が管理しているかということでは、建設部建設事業室維持課になります。

○小貫委員

それでは、今、一般論をお聞きしましたけれども、市道松山線の管理、もう一つは、保安林に指定されている樹

木の管理はそれぞれこの部署が責任を負うのか、説明をお願いします。

○(建設)維持課長

市道松山線の道路管理につきましては、建設部建設事業室維持課になります。

○(産業港湾)宮田主幹

保安林に指定されている樹木の管理につきましては、市有林となっていることから、農林水産課となります。

○小貫委員

今日、質問して、それぞれ二つの課でいろいろと協力しながらやられているということは理解しているのです。ただ、これからもこういったことがないように、定期的なパトロールを実施して、バスの通行に支障がないよう樹木を管理していく必要があると思うのですけれども、今後の対応についてどのようにするのか、お答えをお願いいたします。

○(建設)維持課長

委員の御指摘のとおり、バスが通行することも考慮しまして、必要に応じて道路内に伸びた樹木の枝払いをするなど、道路交通に支障がないように管理する必要があると考えております。

また、定期的なパトロールを実施するとともに、強風時のパトロールも行いながら関係部署とも連携していくことが必要と考えております。

○小貫委員

◎保健所への相談について

保健所に関連して、今、移転の問題でいろいろと話は上がっていますが、具体的な業務について今日は質問したいと思います。

医薬関係についてです。

一つは、医療機関との関係なのですけれども、市民の方が医療機関からの医療行為が不適切だった場合に、保健所に相談に行くことがあると思うのですけれども、保健所としてはどのようにまず対応しているのか、一般論をお聞かせください。

○(保健所)保健総務課長

まずはお話を聞きまして、不適切な行為が疑われる場合は、医療機関に対して詳細な聞き取りを行いまして、医療法上違反があることが確認できた場合は、その場で指導を行っております。

ただし、医師が自らの判断に基づいて行う専門性の高い医療行為につきましては、診療内容の妥当性といったものを行政では判断することはできませんので、まずは当事者間での話し合いの場を持っていただくよう説明しているところであります。

○小貫委員

私は以前に議会の質問で、小樽市立病院で点滴のときに橈骨神経痛になってしまったということがあって、その問題を取り上げたときに、当時、小樽市立病院のマニュアルにのっとらない対応があったということで答弁いただいた記憶があります。似たような相談を受けまして、先日、注射と点滴により両手の麻痺が継続している中で退院を促されたという方がいたのです。

先ほどの小樽市立病院の話ではないのですけれども、共通となるような注射や点滴のマニュアルというのは存在しているのかどうか、お答えをお願いします。

○(保健所)保健総務課長

全ての医療機関に共通したマニュアルというものはないということで認識しております。

○小貫委員

ないということですが、ただ、恐らく小樽市立病院ではマニュアルがあったのだと思うのです。

インターネットでいろいろ看護技術を学ぶ動画というのが公開されていて、それで看護学生なども学ぶというお話を聞いて、私も採血をどうやってやるのかという動画を見てみたのです。採血の注射をするときに痛みやしびれがないか確認するというので、看護技術として当たり前のようなことが動画で説明されているわけなのです。

ただ、実際には、医療機関ごとに、恐らく、どうやったら医療事故を防ぐのかという手順があるかと思うのですけれども、医療機関ごとにマニュアル等というのは整備されていると考えてよろしいのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

一例といたしましては、公益社団法人日本臨床検査標準協議会というところから、採血に関する技術の標準化を図るために、標準採血法ガイドラインといったものも発行されておりまして、こうしたものを参考といたしまして、それぞれの医療機関で独自にマニュアルといったものを作成していると考えております。

○小貫委員

独自に整備しているというお話でしたけれども、ところが、先ほど言った注射や点滴によるミスというか、医療行為に対して、患者である市民から相談が寄せられた件数というのはどの程度あるのかをお答えください。

○(保健所)保健総務課長

相談のうち注射や点滴に係る案件に限りますと、ここ数年で申し上げますと、令和6年度に1件あります。このほかには相談実績というのはありません。

○小貫委員

1件あったということは、私が紹介した方かと思うのです。両手にしびれがあるという方ですけれども、この方に対して、そういったことが医療機関にあったかどうか確認したら、医療機関としては、本人が痛いと言わなかったのだと、こう言っているというのです。

しかし、先ほど言ったインターネットの動画では、痛みやしびれがないか確認するのだというのが当り前の技術として説明されていると。このことに対して、痛いですかということを聞かれなかったのだという質問に対しては医療機関は答えなかったわけですけれども、こういったことに関して、保健所としてはどのように思っていますか。

○(保健所)保健総務課長

個別の事案についての見解を述べることはできませんけれども、一般論で申し上げますと、通常の手順では、採血を行う看護師から問いかけをして反応を見たりするなどしまして、何らかの方法で採血中に患者の容体に異常が起きていないかということは確認しているものと考えております。

○小貫委員

そういうものだと思います。

この方ですけれども、実際にいろいろ医療行為を受けた後、麻痺がまだ残っているのですけれども、全身麻酔した後ですけれども、医師からは退院していいよと言われて、そこで退院してしまったのです。ただ、その日に具合が悪くなってしまって病院に電話したと。そうしたら、今対応できないから明日、電話してくれと言われたと。翌日電話したら、いや、今日は駄目だ、週が明けてからまた診療に来てくれと、いわゆる診療拒否をされたわけなのです。

先ほど個別の案件は言えないというお話でしたから、一般論として、医療機関を受診して、入院して、退院して、病態が急変した状況に対して、診療を拒むということが医療機関として問題のない行為だと保健所としては判断しますか、どうですか。

○(保健所)保健総務課長

一般論となりますけれども、特段の理由もない状態で単に診療拒否したということであれば、医師の応召義務の面から問題がある可能性はあります。

ただし、例えばなのですが、主治医が病状を把握した上で、翌日以降の受診でも問題ないと医師の判断によって説明されているといったケースであれば、患者の希望する日に診療が行われなかったとしても、診療拒否とまでは言えない場合もあると思います。

○小貫委員

今のお話だと、主治医が判断した場合はということなのですが、そのときに病院側が主治医につながっていない状況だった場合はどうなるのでしょうか、別の医師だとか、いわゆる事務の人だとか、看護師といったところまでしかつながらなかった場合はどうなるのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

あくまでも一般論ということになりますけれども、それぞれの医療機関の中の事務連絡の体制とかということにもなりますので、簡単にこの場で問題があるかどうかということはコメントできないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

個別の案件に入ってきてしまいますので、これ以上はお聞きしません。

次は、調剤薬局の関係です。これも保健所の管理の部分になります。

調剤薬局の場合は、まず、処方箋が医師から出されて、それに基づいて薬を処方するわけですが、法の定めについて説明をお願いします。

○(保健所)保健総務課長

医師の処方箋に基づきまして調剤薬局が調剤するということでお答えさせていただきます。

まず、基本的な流れといたしましては、処方箋の受付をしまして内容を確認してから調剤を行い、薬剤師の監査を経て、患者への服薬指導というものを行った上で薬を交付いたします。

法的な定めということでございますが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法といいますけれども、第9条の3の規定によりますと、薬局開設者は、処方箋により調剤された薬剤を薬剤師に販売させなければならない。第9条の4では、薬局開設者は、処方箋による薬剤を販売する場合には、薬剤師にオンライン方式を含んだ対面により患者に必要な情報を提供させ、薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないと規定されております。

○小貫委員

ところが、私が聞いた、ある薬局のお話です。事務員が調剤、一包化をやっている。さすがに分包化はしていないとのことですが、これは、やはり法に触れるということになるのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

薬機法の施行規則の規定によりますと、「薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。」と規定があります。

また、薬剤師法の規定でも、「薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。」とありますので、これらの法令に違反するものと考えられます。

○小貫委員

法令に違反するのだというお話です。

こういった薬剤師でない者が処方して、患者に渡してしまうということになると、どのような影響があると考えられるのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

調剤行為の内容とか、また、薬剤師が全ての工程に全く関与していないのかということにもよりますが、一概には断定できませんけれども、一般的には誤った調剤が行われるといったおそれがあります。

○小貫委員

誤った調剤が行われる、その先の影響はどういうことが考えられるのかということも含めて、お答えしていただきたいと思います。

○(保健所)保健総務課長

誤った調剤というのいろいろな内容がありますけれども、場合によっては服薬された方の健康被害が発生する可能性もあると考えております。

○小貫委員

資格がない方が調剤なり、一包化してしまうということになると、そういった健康被害ということが懸念されるわけです。

ただ、こういったことに対して、薬剤師以外が処方しているというような相談は、年間、保健所にどの程度あるのか、件数が分かればお聞かせください。

○(保健所)保健総務課長

薬剤師以外が調剤している可能性があるといった内容の相談でお答えさせていただきますが、ほとんど例がなく、近年では令和元年度に1件ございまして、そして、令和5年度で1件ということになっております。

○小貫委員

あまりないというお話なのです。

薬機法のお話がありましたけれども、調剤薬局には管理者がいるわけですからけれども、薬局管理者と薬局開設者の役割について説明してください。

○(保健所)保健総務課長

まず、薬局管理者でございますが、正式には管理薬剤師といたしまして、薬局各店舗の責任者として従業員の監督や医薬品等の管理を行うほか、保健衛生上の問題点に気づき、改善のための措置などの意見がある場合には、現場責任者として薬局開設者への意見申述、これは書面による報告ということになります。そういったものの義務があります。

次に、薬局開設者でございますが、これは薬局の経営者でありまして、薬剤師の資格は必ずしも必要といたしません。主な役割としては、法令遵守体制を確保した薬局の経営ということになります。

○小貫委員

管理薬剤師の関係で、先ほど要は問題があったら書面で開設者に述べる義務があるということをおっしゃっていましたが、同時に、薬局開設者が経営者だということですね。

ただ、経営上の問題から、要は効率性を求めるために、残念ながら薬剤師からの意見を聞き入れてもらえなかったといったケースももちろん考えられるわけです。ただ、立場としては雇われているのは薬剤師ですから弱いわけですね。

こういった意見を述べても変わらない場合、開設者の責任というのは法律上どのように定められているのか、説明してください。

○(保健所)保健総務課長

薬機法の第9条第2項の規定によりまして、薬局開設者は、薬局の管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要がある場合は措置を講じなければならないとされておりますが、単に管理者の意見を反映させないことのみに対する法令上の責任や罰則につきましては、特に規定はないところであります。

○小貫委員

第72条の2の2にその辺のことが書いてあったのかと私は思ったのですが、これは違うのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

今、詳しい資料を持ち合わせておりませんので、調べまして後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○小貫委員

よろしく申し上げます。法律の読み方なので、どこからどこまでが適用になるのかというのを、私もそれだけだと確証が取れないので、第72条の2と第72条の4辺りが関係するのかとは思ってはいたのですけれども、それは後で確認させていただきたいと思います。

問題は、今、法令遵守の義務が薬局開設者にあるのだという答弁がありましたけれども、薬剤師以外の者に、仮に管理薬剤師を飛ばして開設者が求めたことが明らかな場合、その薬局に対して、行政としてはどのような対応をすることになるのかを説明してください。

○(保健所)保健総務課長

薬剤師以外の者により調剤が行われたことが明らかな場合でございますが、まず、個別具体のケースにより検討を行いまして、開設者に対しては文書等による行政指導または薬機法第72条の規定に基づく業務改善命令、薬機法第75条の規定に基づく業務停止命令または薬局開設許可の取消しといったような対応が考えられます。

また、薬局管理者、管理薬剤師に対しても、薬機法第73条の規定に基づく管理者変更命令といった対応が考えられます。

○小貫委員

行政指導から改善命令など今いろいろ説明いただきました。

ただ、具体的にどういった事例があるのかということですので、保健所がこういった薬局に対して行政処分を行う事例について、どのような事例があるのか、過去も含めて紹介していただけますか。

○(保健所)保健総務課長

小樽市保健所が行った行政処分ということでお答えさせていただきますけれども、少なくともここ10年ほどは行政処分を行ったという事例はありません。

○小貫委員

事例はないということなのですが、一般的なお話で行政指導というところにいきなり行くのか、どの程度、クッションというか、間というものがあるのか、その辺は一般的にはどういう手順で行われるのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

それぞれのケースによって変わってくるのですが、まず一般的なお話で申し上げますと、調査いたしまして、例えば、広範囲に誤った調剤が流通していて、健康被害が拡大するような本当に緊迫した事態が起きているような場合は、業務停止も含めた行政処分ということになるかとは思いますが、そうでないケースの場合は、まずは行政指導として口頭でありましたり、文書によって指導して、業務の改善に関する報告を受けて、それを受理した中で、改善の内容がきちんと履行されているかということをもまず保健所としては行うと考えております。

○小貫委員

一つは、事実かどうかというところの調査があると思うのですが、私が聞いた範囲の話だと、やっていることは既に薬局内で認めていて、どう保健所に言い訳するかという相談もしているのだという中での話があったのです。

私は、その話を聞いて、事実ではないかと思ったのですが、先ほどの調査の話にもなるのですが、保健所としては事実確認というのはどのように行っていくのか、具体的にお聞かせいただけますか。

○(保健所)保健総務課長

事実確認の過程といいますか、一般論になりますけれども、薬局の開設者、薬局管理者ほか事務員等の薬局の関係者、従事者にまず聞き取りを行うのはもちろんでございますが、あとは、薬局管理者がどのように店舗を管理し

ているのかという毎日記録しています管理帳簿というのがありますので、そういった書類を精査した上で、事実確認といえますか、総合的に事案の判断を行うことになろうかと考えています。

○小貫委員

聞き取り、管理帳簿の精査というお話でしたけれども、聞き取りという中でいくと、例えば、実際に勤めている薬剤師が、保健所に対して、いや、そういう事実がありますよと報告しました。聞き取り上は裏が取れたというお話になると思うのですけれども、ただ、それでそういう事実があったと保健所としては認めることになるのか、その辺はいかがですか。

○(保健所)保健総務課長

繰り返しになってしまうのですが、先ほど申しあげました関係者への聞き取りとか、書類の精査を行った上での事実確認ということになろうかと思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○小貫委員

先ほどの医療機関との関係もそうなのですが、保健所が保健所としての役割を果たしていくということが、市民の健康を守るという点で、しゃにむにいろいろと行政処分すべきという話ではなくて、再発を防止していくといういろいろな観点でやっていくということが、役割としては非常に大きいのかということで質問させていただきました。個別の案件については答えられないので、一般論としては健康を守るという視点で再発防止に努めていくということが必要ではないかと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎放課後児童クラブの民間委託について

それでは、議案第1号の補正予算に計上されております放課後児童健全育成事業費についてお伺いいたします。

令和6年度から放課後児童クラブの利用料が無料となりまして、現在、市内で16施設開設されているということです。

以前に、議会の中でも令和5年5月1日時点の登録児童数を伺ったことがありまして、当時は648人の登録者がいるということで伺っていましたが、今年度の登録児童数をお示しいただいて、定数に対して定員の充足率というのは今何%ぐらいなのかをお示しください。

○(こども未来)放課後児童課長

令和6年5月1日時点で申し上げますと、登録児童数は812人、定員充足率は約95%となっております。

○面野委員

無料になったから増えたと捉えるべきなのか、やはり社会的に必要なと捉えるべきなのかは今度、聞いてみますが、放課後児童クラブの運営・従事に関して、必要な資格等というのはあるのでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、保育士等の資格を有する者や従事している期間など一定の条件を満たす者で、北海道が実施する認定資格研修を修了した放課後児童支援員を配置することとされています。

○面野委員

各施設には利用者の定員が定められているのですが、定員に対する資格を保持する支援員などの配置数というのは定められているのでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

同じく国の基準により、クラブの単位ごとにおおむね40人とされていますが、この単位に職員は2人以上。ただし、支援員1人を配置すれば、それ以外は補助員でも可とされています。

○面野委員

それでは、放課後児童クラブで提供される支援・サービスにはどのような定めがあるのかお聞かせください。

○(こども未来)放課後児童課長

同じく、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定められておりまして、この基準に基づいて、放課後児童クラブ運営指針が策定されています。

○面野委員

資格とか支援員の数、それから、支援サービスの内容というのは国の基準に定められているということで、現在、小樽市の放課後児童クラブの運営に関わる課題というものはどのように捉えているのかお聞かせください。

○(こども未来)放課後児童課長

課題としましては、加配職員の欠員のほか、遊びの内容などが支援員の知識やスキルによって個別に実施していることや、先進的だったり効率的といった運用を取り込み切れていないといったものがあると考えております。

○面野委員

それでは、今回、予算計上されております債務負担で、放課後児童クラブの運営業務委託料ということで、5か年で18億7,935万1,000円の予算関係について伺っていきいたいと思うのです。

まず一例で、香川県高松市の民間委託の内容を少しお話させていただくと、行政で担う業務のうち、高松市では、利用者の入会の決定、利用料の決定とか徴収、利用や手続に関する問合せが行政で担っている業務である。一方で、委託業者の業務というのが、支援員、補助員の雇用であったり、クラブにおける児童の育成支援とか、子供たちの状況等の問合せに対応する。つまり、窓口とか、手続に関しては行政が行う。一方で、雇用の場を創出したり、現場での業務は委託業者が行うということになっているそうなのです。

今回の補正予算で組まれている内容で、本市では、委託に関する業務というのはどのように考えているのかをお聞かせください。

○(こども未来)阿達主幹

支援員等の採用や労務管理、放課後児童クラブの現場運営を委託することとなりまして、児童の入会決定や、学校との調整などは、委託後も引き続き、市の業務になると考えております。

○面野委員

今ほど少し御説明した香川県高松市とおおむね同様の感じなのかと思うのですが、業務委託先というのは1事業者でお考えでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

今回、小学校15校を一括で委託することとしております。

○面野委員

それでは、先ほど、現在の課題について御説明いただいたのですが、他都市の先進事例などを踏まえて、民間委託による課題解決に資するメリットがあれば御紹介ください。

○(こども未来)阿達主幹

まず、先ほど申しました課題の欠員につきましては、現在はハローワークでの募集のみなのですが、委託後は民

間ならではのネット媒体、それから、地域の求人情報誌なども活用することを想定しておりまして、今よりも円滑な人材確保が期待できると思っております。

また、児童に対する遊びや学びの提供につきましては、今はそれぞれのクラブにおいて個別に実施しているのですが、今後、一つの事業者に委託することによって、各クラブでの提供内容の均質化、また時代の流れに沿った充実、アップデートが図られるものと考えております。

○面野委員

人材確保であるとか支援内容の均質化、充実が見込めるというお話でした。

あと、私も調べた中では、現状どういうふうな連絡手段を取っているのかは分かりませんが、保護者とは共通のアプリを導入して連絡体制を取るといったメリットというか、民間ならではのやり方もあるというようなお話を伺ったこともあります。

一方で、民間委託による懸念点というものについてもお伺いしたいのです。

まず、懸念点についてどのようなことが今のところ想定されているのか。また、懸念を解消するために何か対策は考えられているのか、あればお聞かせください。

○（こども未来）阿達主幹

現在、大きな懸念点というのは想定はしていませんが、委託後は間に事業者が入ることで、やはり、現場の声というものが市に届きにくくなるという可能性がありますので、日頃から受託事業者と連携を図りながら状況把握に努めてまいりたいと考えております。

○面野委員

そのほか、よく一般的に言われるのが、支援員の質の担保とか、急に民間委託になると支援員ががらっと変わってしまって、子供たちとうまくコミュニケーションが取れないのではないかとということが一般的には言われていると私は受け取っているのです。

以前、報告資料で、放課後児童クラブ運営業務の民間委託と開設時間の拡大についてという中で、現在の支援員等が原則として委託先に転籍することを前提に全クラブの運営委託を実施したいと示されていましたので、先ほど私が申し上げた支援員の質の担保とか、急に支援員が替わるというようなことは、これによって回避はできるのかと思うのです。

ただ、現在、従事している方の意見もあるとも考えられるのですけれども、現在、働いている方の今回の民間委託への移行などについて、聞き取りは行っているのでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

まさに現在なのですけれども、支援員等に対して、現給保障した上で転籍をお願いしたいなど、現在の市の考えをお知らせしているところでありまして、現時点での転籍の意向とか、不安に感じていることなどを聞き取るという作業をしております。

○面野委員

やはり一般的に不安とされる支援員の質の担保など、支援員ががらっと替わってしまうというところにもつながると思いますので、ぜひ、その調査を進めていただき、スムーズに転籍できるような体制でもって民間委託を進めていただきたいと思います。

次に、開設時間の拡大について、資料で示されていた内容では、土曜日、長期休業の開始時間が20分拡大されて、8時からとなっております。終了時間は平日、それから土曜日、長期休業、どちらも30分拡大されて18時半までとなっております。こちらの時間設定はどのような理由で拡大されたのかを伺っていきたく思うのです。

まず、札幌市では、8時45分から18時の時間帯のみ御利用される方は無料。朝は45分繰り上げて8時から、また夜は1時間延長の19時まで利用される場合は有料になりまして、月額2,000円の利用料を払うと延長が可能だという

ことになっているそうです。

今回、小樽市が示された拡大時間なのですが、利用者へ開設時間の拡大に関する意向調査などは行ったのでしょうか。

また、今回、示されている時間設定はどのような背景を基に設定を決められたのかをお聞かせください。

○(こども未来)放課後児童課長

開設時間の拡大を検討するに当たっては、令和4年9月に保護者アンケートを実施しました。その結果は、閉室時間については、回答いただいた方の約3割が延長を希望しておりまして、時間は19時が61%、18時30分が38%でありました。

学校開設の8時20分の開室時間に対しては、回答いただいた方の約6割が前倒しを希望し、時間は8時が66%、7時45分が19%、7時30分が13%でありました。

支援員等がその時間に勤務できることが大前提となりますので、この結果を基に対応可能か全職員に意向調査を実施したところ、閉室時間については、保護者ニーズが高い19時に対応できると回答したのは3割弱であり、18時30分は約9割が対応可能という結果でありました。開室時間については、保護者ニーズが一番高かった8時に対応できると回答したのは約9割でありました。このことから、閉室時間については18時30分、土曜や長期休み等の開室時間は8時と拡大したところです。

○面野委員

利用者の意向では、閉室時間は、やはり19時が多い。一方で、支援員の方、働いている方は、なかなか19時までには厳しいという御意見で、今の開設時間の拡大につながったということです。

一つ、私の提案なのですけれども、今後、民間委託にして、先ほどもメリットの部分でお話しされていた人材確保に関しては、民間のノウハウを生かしてこれから少しずつ人材不足が解消されるのではないかなというようにお答えもありましたので、例えばですが、公募型プロポーザルの中に、開設時間については最低条件、例えば、今、小樽市で提示されている8時から18時半を最低条件として設定した上で、それ以上の拡大幅については、各手挙げをする公募型プロポーザルの中の提案の項目にしてみてもどうかと考えております。

これの意図としては、もちろん支援員の方に負担をかけるのではなくて、いわゆる民間のアイデアとか、人材確保のノウハウ、こういったものに対して利用者の意向に沿った開設時間を設けることができるスキームが、もしかしたら提案されるのではないかと考えられますので、ぜひ開設時間に関する事項も、プロポーザルの提案項目の中に入れることを御検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

今、委員から開設時間のお話をいただきましたが、おっしゃるとおり、公募型プロポーザルによって受託事業者の選定をするものですから、開設時間に限らず、運営方法など創意工夫を凝らした仕様書を超越る提案があればと期待しているところでございます。

○面野委員

いろいろと放課後児童クラブは課題もあるということで、民間委託にすると質を懸念されるような声も聞こえますが、ぜひ、そういったことのないように進めていただきたいと思います。

◎観光に配慮した除排雪について

それでは、昨日に続きまして、観光に配慮した除排雪について伺ってきたいと思います。

まず、今年度、観光に配慮した除排雪については、実施路線の追加や削減といった予定はございますでしょうか。

○(建設)維持課長

今年度について、実施路線の追加や削減はございません。

○面野委員

それでは、今年度の新たな取組についてです。下兼議員の代表質問の中で、人力除雪班というものが組織されるというお答えをいただいていたのですが、こちらの除雪班についてはどのような作業をするのか、昨日の御答弁でも、一部は人力でやっていますという御説明があったのですが、その辺の違いもあれば御説明をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(建設)維持課長

人力除雪班でどのような作業をするのかということについてですが、まずは、観光に配慮した堺町本通線の歩行空間を確保するために、歩道の人力除雪班というものを新設して、体制の強化を図りたいと考えております。

また、作業の内容といたしましては、排雪後の歩道部のかき出しや歩道部の段差の解消のほか、砂散布作業等を実施していくことなどを想定しております。

○面野委員

人力除雪班については、どのような背景を基に新たな取組を行うことになったのかお聞かせください。

○(建設)維持課長

新たな取組を行うことになりました背景についてですが、観光地に配慮し、令和5年度は、車道の排雪時に歩道の雪を車道側へかき出す作業を人力作業で予定しておりましたが、記録的な大雪や暖気の影響により、車両交通の確保を優先的に行ったため、堺町本通線の歩道部の除排雪が行き届かなかったことが背景としてあります。

○面野委員

それでは、この新たな取組に関する情報というのは、沿線の事業者や、観光の関連事業者の皆様へは周知されているのでしょうか。

○(建設)維持課長

新たな取組につきまして、現時点で周知はできておりませんが、昨年度に御意見をいただいております小樽堺町通り商店街振興組合へ、新たな取組につきまして説明していきたいと考えております。

○面野委員

皆さん御意見もあるようですので、ぜひ、周知していただきたいと思います。

この新たな取組によって観光地の状況はどのようになるのか、または、小樽市でどのようにしていきたいのか、抱負的なことをお聞かせください。

○(建設)維持課長

冬道に不慣れな観光客の方に少しでも安全に歩くことができるようにしていきたいと考えております。

○高橋委員

◎行政機能のウイングベイ小樽移転について

本日、ほかの会派からもお話が出ていましたけれども、この委員会に陳情及び請願が付託されています行政機能のウイングベイ小樽への移転に関して伺います。一部先ほどの議論と重複する部分もあるかもしれませんが、御容赦願います。

市内中心部から保健所等の機能が移転されることによって、陳情及び請願の中で幾つかの指摘がなされています。

まずは、移転に伴って周知が不足していたという点が挙げられていました。保健所、小樽市総合福祉センター、こども家庭センター等がウイングベイ小樽で開設されることについて、それぞれの関係者や利用者などに向けて説明したタイミングがいつであったのかということをそれぞれお答えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(保健所)渡邊主幹

保健所やこども家庭センターについては、7月中旬に保健所庁舎に移転についてのポスターを貼り始めました。

8月にはホームページや本庁舎にあるデジタルサイネージの広報もスタートし、市民への周知を図ってまいりました。また、8月に開催した保健所運営協議会においても移転についての御意見を募りましたが、特に異論がなかったところでございます。本年1月頃から関係機関、団体の役員の方などには移転の可能性についてのお話を始めさせていただいたところでございます。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センターの移転に関する説明につきましては、利用団体・入居団体の方につきましては、昨年11月頃より説明を開始しておりました。個人の利用者につきましては、今年6月から個別にチラシを配布する、あとはセンター内にポスターを配布するなどして周知していたということでございます。

○高橋委員

2件お答えいただきましたけれども、時期は少しずれといいますか、離れているところはあるのだと思いましたが、それらお知らせに対して、どのようなリアクションがあったのか。また、多く寄せられた声について、お答えいただけますか。

○(保健所)渡邊主幹

保健所や子ども家庭センターには、遠くなることへの不安についての意見はありましたが、エレベーターがあり、広い駐車場があるウイングベイ小樽への早期移転を求める声も寄せられたところでございます。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センターにおきましては、利用団体・入居団体の方からは、移転先でもしっかりと機能を確保してほしいというような御意見をいただきました。

個別の利用者の方につきましては、やはり、遠くなることへの不安等といった声をお寄せいただいております。

○高橋委員

保健所が老朽化していることで、その対応をしなくてはいけないということも理解していますし、移転によって、今、挙げていただいたようないい面があることも全く否定はできません。ただ、逆に、賛成できないという声が出るのも、また自然な話でもあるのかと感じています。

立地的には近くなる方、遠くなる方がいるので、それだけをもって利便性がどうかということはなかなか言えないと捉えますし、機能の面においては、何かが失われると単純に地域資源が減ったという評価につながるものと考えています。

そこで、この移転に伴って失われる機能、例えば、入浴施設が挙げられていましたけれども、その役割をどうするかということは、やはりお聞きしなくてはなりません。ウイングベイ小樽への移転の前後で行政機能としてなくなってしまうものについて、浴室のほかにもあれば、お答え願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

基本的には、今挙げていただいた入浴施設以外につきましては、同規模の機能を移転するという方向でございます。

○高橋委員

そこで、移転に伴って入浴施設の存続を求める声というのが上がったわけです。

ウイングベイ小樽に新設するというのが難しいということで、本市の考えとして、入浴施設は役目を終えると捉えていることと思いますが、その判断が消極的に施設を移すのが難しいから仕方がないということなのか、行政経費の削減等の観点で、どちらかというと積極的に廃止というものなのか、どのように考えているのかお示ください。

○(福祉保険)次長

福祉分野でのサービス廃止というのは判断が非常に難しい部分はあるのですが、今回、浴室廃止に当たっ

てのポイントとして、建物・施設の老朽化、各家庭の浴室設置状況、利用者の固定化、維持管理費に対する公費負担の在り方と浴室を公設公営で行う必要性に加えて、移転先での設備設置が難しいことから、これらを総合的に考えて、入浴事業の役割は一定程度終わったと判断したものです。

○高橋委員

今お答えいただいたことと、これまで小樽市総合福祉センターの入浴施設が果たしてきた役割として、低廉な金額で入浴ができる場と単に言うものではなくて、憩いの場としての側面も大きいという声も伺いました。

利用状況について、先ほど新井田委員への御答弁で、昨年度の利用者延べ数が約2万9,000人、利用の実人数が約6,300人と示されていたと思います。この点、質問はいたしませんけれども、この数字から平均して1人当たりの利用は年間約4.6回ということになるのかと思います。ただ、中央値ではないので、あくまで参考としてですけども。

次に、小樽市総合福祉センターの浴室の利用で見られる傾向、利用の多い時間帯や曜日、そのほか数字から読み取れることなどについて御説明いただきたいのですが、いかがですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センターの入浴施設の開設日なのですが、毎週火曜日、金曜日、12時から3時半と固定されています。

利用者の傾向ですが、やはり、週に2回使っていらっしゃる方については、固定化されているという傾向が見受けられます。

○高橋委員

次に、今の小樽市総合福祉センターの近隣で入浴設備を持つ施設というのは、どのようなところがあるかということです。公衆浴場だけでなく、福祉事業者などで浴室があるところを含めて、把握している内容についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

公衆浴場につきましては、近隣に3か所営業しているということでございます。ほかに考えられるものとしましては、例えば、介護のデイサービス等もあるかと思えますけれども、周辺にどれぐらいあるかの実数は、今は持っていないのでお答えはできません。

○高橋委員

この陳情の中にも、例示的に難病を抱える方やその御家族の困り事というのも記されておりました。つまり、行政手続を必要とする場合の窓口が中心部からなくなると困るということですが、その点については、ワンストップ化の議論も行われてきたと認識しています。

移転後、ウイングベイ小樽にワンストップ窓口をとというのはまた逆で、本庁舎において保健所機能のサテライト窓口みたいなことを設置することなどについては、庁内での議論は行われましたか。

また、例えばですけども、医療機関のオンライン診察のようなイメージで、オンライン窓口のようなりモートで対応できる仕組みをつくるなど、ここからの拡張性はあると考えますが、そのような取組はどうでしょうか。

○（保健所）渡邊主幹

今おっしゃっていただいたような件につきましては、庁内議論には至っておりませんが、ニーズの有無など推移を見ながら、必要があれば、どのような対策ができるか、関係部局と検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

昨今、自治体DXも進められている中、書かない窓口が話題になって、その次に、行かない窓口と表現されるオンラインの手続の拡大というのが潮流になってくるのかと思っています。今後、市役所庁舎の建て替えも計画されていますし、今の時点で課題などの整理も行っていただいて、できることから取り組んでいただければと要望として申し上げます。

陳情と請願に話を戻しますが、仮に、陳情と請願の願意を満たすように今から移転の中止を判断した場合、何に、どういう影響が出るのかということについてです。

進んでいる工事をストップさせた場合、費用面ではどのぐらいの損失が出るのかということをお聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

損失につきましては、賃借につきまして工事のために占有するというので、4月より区画の賃借料を年間1億5,000万円で契約しておりますので、まずそれが一つ。

あとは、改修工事分としての15億円については、建物所有者の株式会社小樽ベイシティ開発が建設事業者にもう発注をかけていますので、それが2点目。

あとは、第2回定例会において、追加改修費として認めていただきました4,700万円。あと保健所の4,400万円、こども家庭課の200万円については、機器と移転の費用も契約は進んでいるような状況になってございます。

○高橋委員

同様に、移転を撤回したときに、法的な責任の問題みたいなものが生じてくるかと思うのです。今おっしゃっていただいたように、お金さえ払えばですけれども、既に契約を結んでいるものの不履行みたいな話になったりなど、将来的な逸失利益みたいなところといった話が出てくるのかとも予見されますが、その辺りについてお聞かせいただけますか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

契約の不履行や、契約の破棄について、あらかじめ定めはないのですけれども、確かに今申しましたとおり、施設の改修について、株式会社小樽ベイシティ開発から建設事業者に改修の工事を発注しておりますので、そちらから補償を要求されるという可能性は十分にあると考えております。

○高橋委員

これまでお聞きしてきたことを踏まえまして、今の時点で、不可逆なところまで及んでしまっている部分もあると感じますけれども、他方で、陳情等、中身について尊重すべき御意見があるとも受け止めています。代替の策、折衷案のようなものについて、それこそ失われる機能や役割というのを現状の施設近辺で補うことができないのか、これまでも庁内での議論が続けられてきたと思いますが、引き続き検討できる余地があるのかということをお聞きしたいと思います。

○(福祉保険) 次長

今回の移転により入浴機能は廃止となりますが、移転先には済生会ビレッジもあり、福祉分野の一つの拠点となる環境が整いつつある場所にありますので、北海道済生会の協力を得ながら、現在の憩いの場の機能、健康づくりなどの施策とウェルネスタウン構想が連携した取組をより効果的に進めてまいります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。